

畜水産物の安全確保のための取組

令和8年9月

農林水産省

消費・安全局 畜水産安全管理課

組織の概要	2
食品安全に関する原理・原則	3
所管法令の概要	4

目次

飼料の安全と品質確保

飼料とは	5
新飼料とは	6
飼料の安全確保の仕組み	7
飼料等の安全確保体制	8
飼料中の有害化学物質への対応	9
食品循環資源利用飼料の加熱処理の基準	10
BSEに係る飼料規制	11
BSEに係る飼料規制の見直しの経緯、主な原料規制の現状	12
バイオテクノロジーを利用した飼料及び飼料添加物への対応	13
飼料添加物の指定	14
飼料添加物をめぐる最近の動き	15
飼料、飼料添加物のGMP（適正製造規範）	16
○（独）農林水産消費安全技術センターの飼料安全関係業務	17
（独）農林水産消費安全技術センターの飼料関係業務の概要	18
（参考）飼料安全法の概要	19
ペットフードの安全確保	
ペットフード安全法の概要	20
ペットフードをめぐる基礎データ	21
ペットフードの安全をめぐる最近のトピック	22
（参考）飼料安全法とペットフード安全法の比較	23

動物用医薬品の安全確保

動物用医薬品とは	24
我が国の動物薬市場（2024年の販売高）	25
動物用医薬品の安全確保体制	26
承認審査の国際的調和（VICHの活動）	27
動物用医薬品をめぐる情勢と課題	28
2024 動物用ワクチン戦略中間取りまとめ（概要）	29
○動物医薬品検査所の概要	30
○動物用医薬品等の開発から使用までの各段階での動物医薬品検査所の業務件数（令和7年度）	31
（参考）医薬品の承認制度	32
（参考）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	33

薬剤耐性（AMR）対策

（参考）EU等向け畜水産物の輸出に係る動物用医薬品関連の要件	34
薬剤耐性と国際的な流れ	35
薬剤耐性問題と動物分野との関わり	36
（参考）我が国全体の抗菌剤販売量に占める割合（2023）	37
薬剤耐性対策行動計画（アクションプランに基づく対策強化）	38
薬剤耐性対策行動計画（2023-2027）での主な新規・強化する取組	39
畜産分野における薬剤耐性対策のポイント（アクションプランに基づく対策強化）	40
動物用抗菌剤の販売量の推移	41
（参考）動物用抗菌性物質製剤および抗菌飼料添加物のリスク管理措置	42

適切な獣医療の提供

獣医師の活動分野	43
獣医師の活動分野の推移	44
獣医師の推移（就職動向）	45
獣医療の対象となる動物や飼養者の状況	46
獣医師の女性比率	47
獣医療提供体制の整備のための基本方針と都道府県計画	48
産業動物獣医師の育成・確保等対策	49
（参考）家畜の遠隔診療（産業動物獣医療の効率化と技術継承）	50

愛玩動物看護師

愛玩動物看護師の概要	51
愛玩動物看護師国家試験受験資格及び試験スケジュール	52
（参考）獣医師法、獣医療法の概要	53

牛トレーサビリティ制度

牛トレーサビリティ制度について	54
牛トレーサビリティ制度（生産段階）について	55

水産防疫

養殖水産物の疾病とその被害	56
魚病への対応	57
水産防疫制度	58
輸入防疫及び国内防疫の対象水産動物及び対象疾病	59
輸入許可対象動物	60

持続的養殖生産確保法、水産資源保護法の概要	61
-----------------------	----

水産安全

水産用医薬品	62
貝毒について	63
生産段階における貝毒のリスク管理について	64
貝毒による過去10年間の出荷の自主規制	65

組織の概要

消費・安全局

畜水産安全管理課

R 8. 4 定員59名

- ・ 総括 ・ 総務班
- ・ 生産安全班
- ・ 動物用医薬品等安定供給対策班

飼料安全・薬事室

- ・ 飼料安全基準班
- ・ 飼料検査指導班
- ・ 国産飼料安全班
- ・ 愛玩動物用飼料対策班



- ・ 薬剤耐性対策班
- ・ 薬事安全企画班
- ・ 薬事審査管理班
- ・ 薬事監視指導班



- ・ 獣医療提供戦略班
- ・ 獣医事監視班
- ・ 小動物獣医療班



- ・ 牛トレーサビリティ企画班



水産安全室



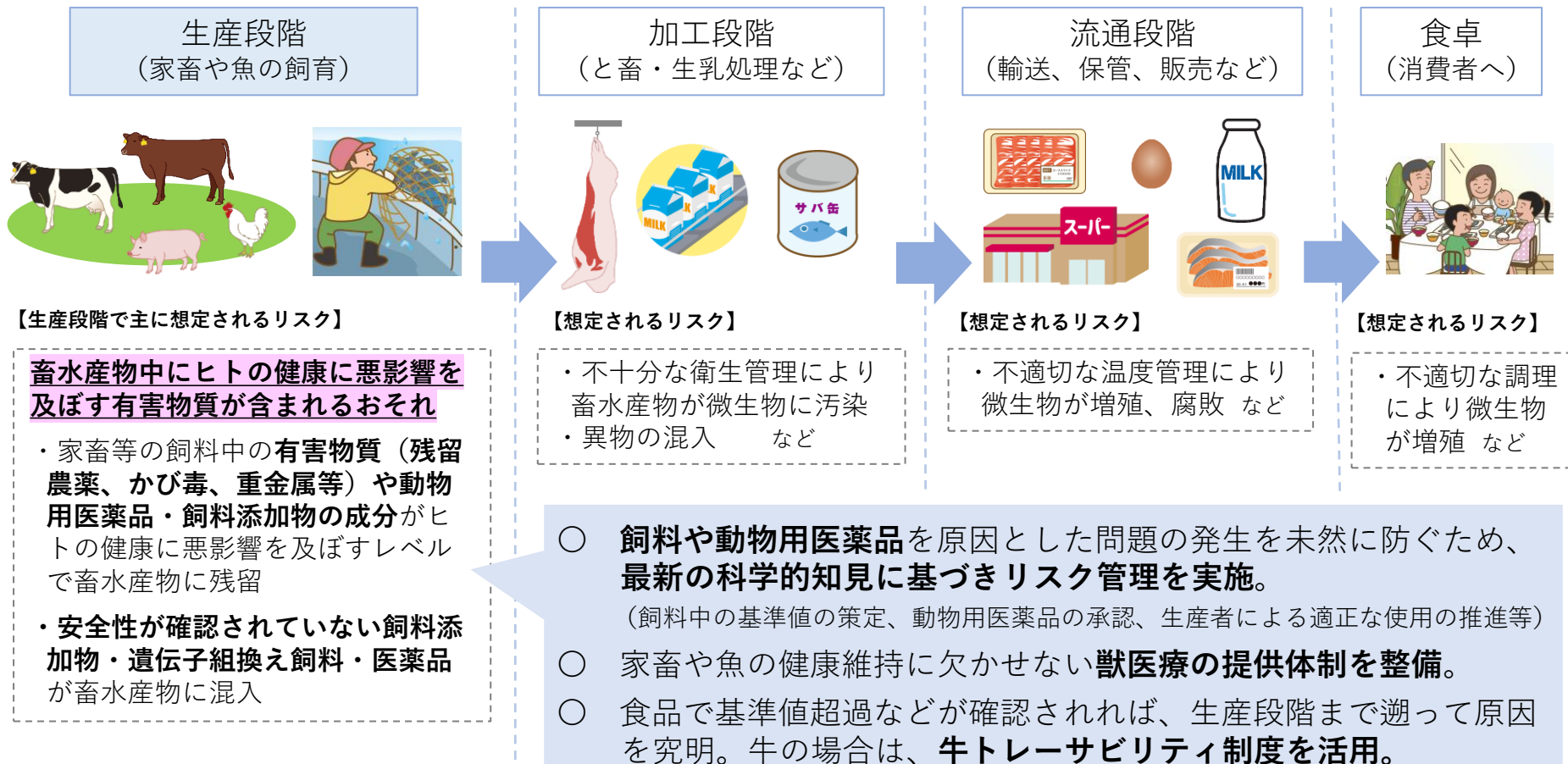
- ・ 水産防疫班
- ・ 水産安全班
(水産薬事)

食品安全に関する原理・原則

- 食品の安全を確保し、安全性を向上させるには、「後始末より未然防止」の考え方に立ち、農場から食卓まで、科学的知見に基づき必要な措置を講じる必要がある。

畜水産物のフードチェーン

畜水産物の安全を確保するためには、フードチェーンの各段階でリスク低減を図る必要



所管法令の概要

法律名	概 要	対象となる動物
獣医師法	獣医師の任務、獣医師国家試験の実施、獣医師の業務、獣医事審議会等	牛、馬、豚、鶏、うずら、めん羊、山羊、犬、猫、小鳥
獣医療法	飼育動物の診療施設の開設、管理、獣医療提供体制整備のための基本方針の策定等	牛、馬、豚、鶏、うずら、めん羊、山羊、犬、猫、小鳥
愛玩動物看護師法	愛玩動物看護師の資格、愛玩動物看護師国家試験の実施、愛玩動物看護師の業務等	犬、猫、小鳥
薬機法	医薬品、医薬部外品、医療機器等の品質、有効性、安全性の確保のために必要な規制等	動物一般（牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂、食用養殖水産動物、めん羊、山羊、犬、猫、小鳥、金魚、蚕等）
飼料安全法	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等	牛、食用馬、豚、鶏、うずら、めん羊、山羊、鹿、蜜蜂、食用養殖水産動物（ぶり等23種）
ペットフード法	ペットフードの基準・規格の設定、有害なペットフードの製造の禁止等	犬、猫
BSE特措法	BSEの発生予防、まん延防止のための特別措置	牛
牛トレサ法	牛の個体識別番号による一元管理、生産・流通・消費の各段階において識別番号を正確に伝達	牛
持続的養殖生産確保法	法に定める養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止措置等	生きている水産動物（こい等26種）、生きていない養殖飼料用水産動物（同上）
水産資源保護法	法に定める伝染性疾病に感受性を有する水産動物の輸入許可、輸入防疫等	生きている水産動物（こい等26種）、生きていない養殖飼料用水産動物（同上）

飼料とは？

- ・飼料安全法上、家畜等の栄養に供することを目的として使用されるものを「飼料」という。
- ・飼料は、濃厚飼料と粗飼料に大別することができ、家畜等の栄養を第一義とする飼料原料と、特定の目的のために使用する飼料添加物を含むことができる。
- ・飼料原料は国産、輸入どちらも使用されるため、国内外の飼料の安全確保が重要。

飼 料

自給率26%(R6、概算)

○一般的には・・・

一種以上の栄養素を含み、家畜に口から与えることにより、栄養素を補給するもの

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)では・・・

【定義】 家畜等の栄養に供することを目的として使用されるもの

濃厚飼料

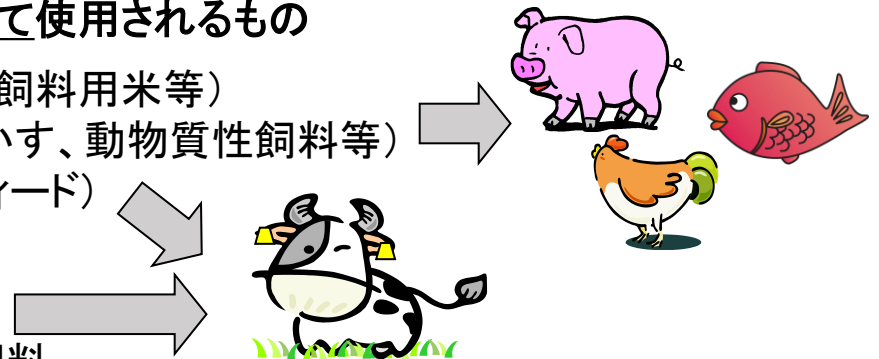
自給率13%(R6、概算)

- ・穀類(とうもろこし、麦、マイロ、飼料用米等)
- ・副産物(そうこう類、植物性油かす、動物質性飼料等)
- ・食品循環資源利用飼料(エコフィード)

粗飼料

自給率80%(R6、概算)

- ・牧草(生、乾草、サイレージ)
- ・稲わら、麦わら
- ・青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料



飼料原料

穀類：とうもろこし、米、大麦、小麦、他
そうこう類：ふすま、米ぬか、コーングルテンフィード、DDGS(バイオエタノール発酵の併産物)、他
植物性油かす類：大豆油かす、なたね油かす、他
動物質性飼料：魚粉、肉骨粉、脱脂粉乳、動物性油脂、他
その他：リン酸カルシウム、アルファルファ、ビートパルプ、他

飼料添加物

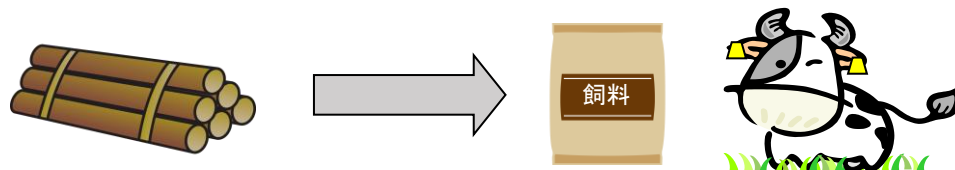
- ① 品質低下の防止(17種類)
抗酸化剤、防かび剤、粘結剤、乳化剤など
- ② 栄養成分の補給(100種類)
アミノ酸、ビタミン、ミネラル、色調強化剤、温室効果ガス削減剤
- ③ 栄養成分の有効利用(39種類)
抗生物質、着香料、呈味料、酵素、生菌剤、有機酸
- ④ 栄養成分の本来の利用の確保(9種類)
合成抗菌剤、抗生物質

新飼料とは？

- ・持続的な畜産物生産のため、国内で活用されていない資源や新規性のある資源を、新たに飼料原料として利用することについて、関心が高まっていることから、飼料安全確保上のリスク要因も多様化しており、これに対応した飼料の安全確保が必要である。

木質資源の飼料利用

- ・近年、間伐材や製材時に発生する端材等を原料として製造された木材クラフトパルプが、牛用飼料の原料として活用。



飼料の安全性評価基準及び評価手続の制定について(平成20年5月19 日付け20消安第597号農林水産省消費・安全局長通知。以下、通知という。)に基づく安全性試験により安全性を確認

昆虫の飼料利用

- ・海外では、昆虫由来のたん白質の家畜用飼料への利用が行われており、我が国においても、輸入飼料の高騰等を背景として、同様の動きが増えている。

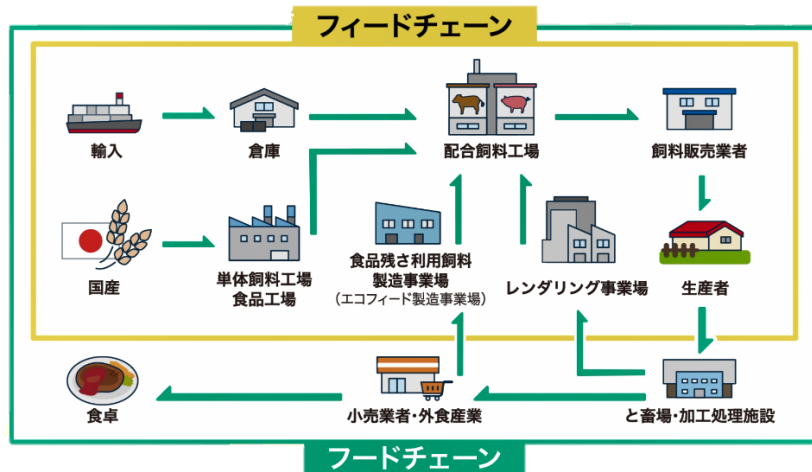


通知に基づく安全性試験及び昆虫に与えた餌の内容を確認することで安全性を確認

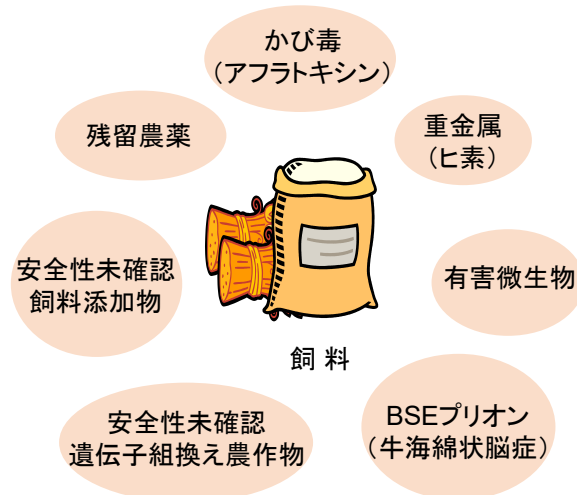
飼料の安全確保の仕組み

- ・畜水産物の安全の確保には、フードチェーンの上流にあるフィードチェーンにおける安全確保対策が必要。
- ・飼料の安全確保のため、科学的知見を踏まえ、ハザードごとにリスクの程度に応じた管理措置を実施。

➤ フードチェーンとフィードチェーン



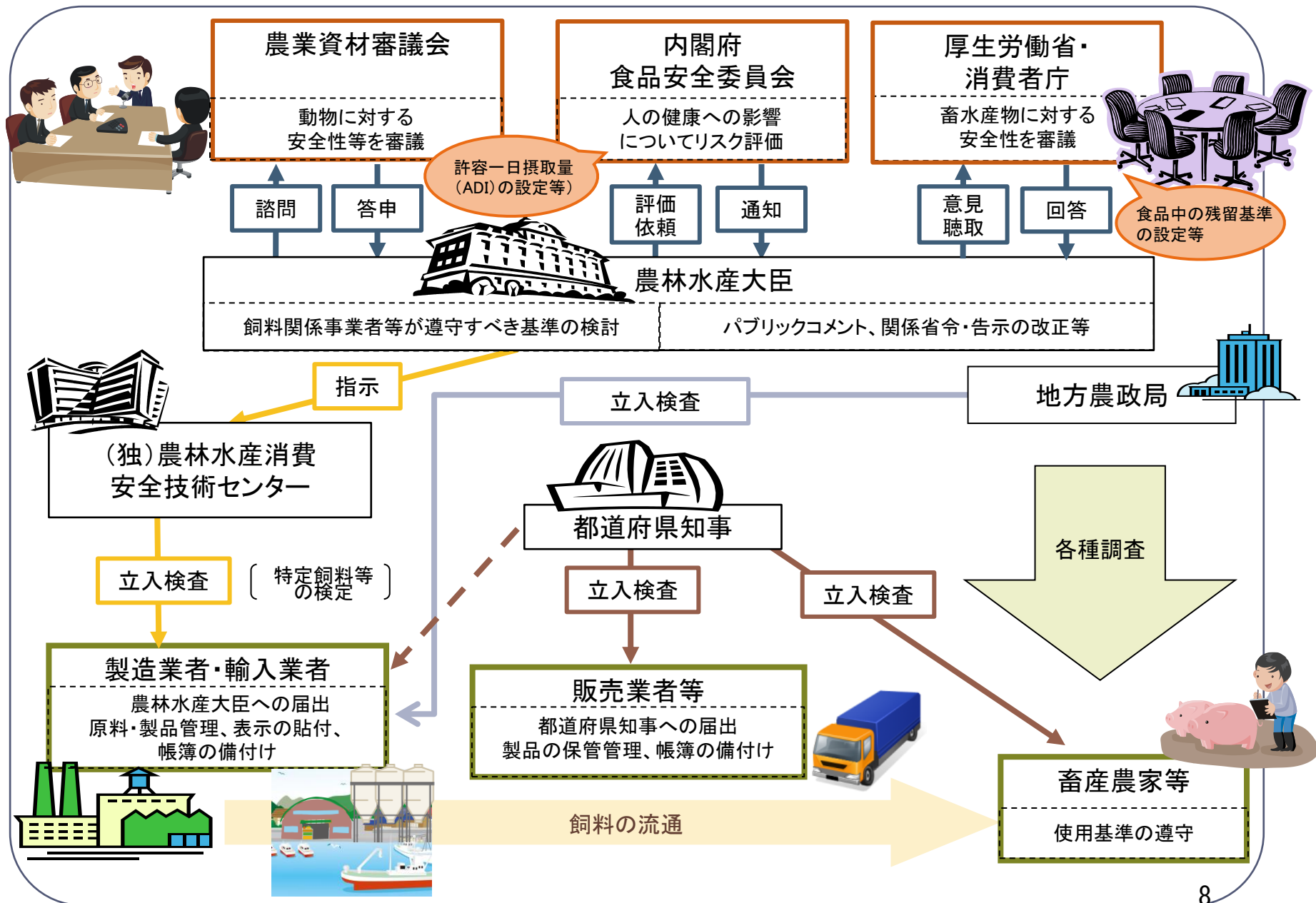
➤ 飼料等の主なハザード



➤ ハザードごとのリスク管理

ハザード	主なリスク管理措置
かび毒・重金属	低減に向けたガイドラインの策定、基準値の設定
残留農薬	残留基準値の設定
飼料添加物	効果・安全性の確認、含有量の基準の設定
遺伝子組換え飼料	安全性の審査、安全性未確認飼料の製造・輸入・販売禁止
有害微生物 (豚熱ウイルス、サルモネラなど)	病原微生物による汚染防止のためのガイドラインの策定、加熱処理基準等の設定
異常プリオン (BSE、CWDなど)	SRMの除去、牛用飼料の原料規制、牛用飼料の交差汚染防止

飼料等の安全確保体制



飼料中の有害化学物質への対応

- ・飼料原料・配合飼料中の有害物質の低減化を図るため、ガイドラインを示すとともに、2つの考え方に基づいた基準(指導基準、管理基準)を定めている。
- ・国内で輸入原料の使用が多い穀類や牧草に使用される農薬については、残留基準を設定している。



➤ 指導基準と管理基準

指導基準	遵守しなければならない指標 (超過した飼料は、家畜や畜産物を介した人の健康に影響を及ぼすおそれがあるため、飼料安全法(第23条)に基づく製造・販売等の禁止対象。)
管理基準	適正な製造管理を確認するための指標(目安) (超過しても直ちに家畜や畜産物を介した人の健康に影響を及ぼす恐れはないが、工程管理が不適切であった可能性もあるため、原因究明と再発防止が必要。)

➤ 農薬

飼料産地	作物	基準
主に輸入	穀類、牧草	残留基準(省令)※ 59種類
国産	稲わら、稲発酵粗飼料、粃米	管理基準(通知) 97種類 (令和6年2月22日最終改正)

※「国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針」を発出(平成22年2月2日。令和2年12月28日最終改正)

→国外のみで飼料作物に使用される農薬に対する飼料の残留基準設定に必要な手続等を示し、国外からの要請に対応

その他の有害物質の飼料中の基準

【放射性物質(放射性セシウム)】・・・1種類(通知)平成24年最終改正
【その他(メラミン及びシアヌル酸)】・・・1種類(通知)令和元年最終改正

➤ 汚染物質

かび毒、重金属等に関しては、汚染実態調査等に基づき、配合飼料や飼料原料に対する指導基準及び管理基準を設定(令和6年2月22日最終改正)

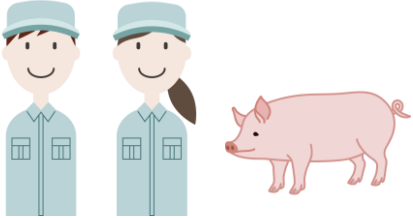
＜配合飼料に基準が設定されている汚染物質＞

汚染物質の区分	かび毒、重金属の名称	基準の種類
かび毒	アフラトキシンB ₁ (AFB ₁) (畜産物(食品)中には、乳中のAFM ₁ の基準が設定されている (AFB ₁ を給与すると、乳にAFM ₁ の形態で移行するため))	指導基準(通知) [乳牛、めん羊、山羊用] 管理基準(通知) [乳牛、めん羊、山羊用以外]
	ゼアラレノン	管理基準(通知)
	デオキシニバレノール	
	フモニシン(B ₁ +B ₂ +B ₃)	
重金属	カドミウム 水銀 鉛 ヒ素	管理基準(通知)

食品循環資源利用飼料の加熱処理の基準

- ・アフリカ豚熱、豚熱の対策に万全を期すため、令和3年4月から、食品循環資源を利用した豚用飼料の製造を行う者（飼料安全法の対象者）は、攪拌しながら90℃以上60分間以上の加熱処理を行う等、同法の省令に定める製造方法を遵守することが義務付けられている。
- ・同じく、令和3年4月より、飼料の使用者である全ての養豚農家（家畜伝染病予防法の対象者）は、上記の加熱処理等が適正に行われたものを用いる等、同法の省令に定める基準（飼養衛生管理基準）を遵守することが義務付けられている。



	飼料安全法	家畜伝染病予防法
対象者	豚用飼料を製造する者 （養豚農家であっても、自ら加熱処理等を行って飼料利用する又は販売する場合は、同法の対象となる。） 	全ての養豚農家 
規制の内容	肉と接触した可能性がある食品循環資源を利用した飼料を製造する場合には、<u>攪拌しながら90℃以上60分間以上</u>又はこれと同等以上の効果を有する加熱処理を行い、かつ、<u>加熱処理後の飼料の交差汚染防止</u>を講じること。 <u>加熱処理の記録の作成と保管。</u>	<u>左欄の加熱処理及び交差汚染防止が適正に行われたものを用いること。</u> 当該処理の行われていないものは<u>衛生管理区域内に持ち込まない</u>こと。

牛海綿状脳症(BSE)に係る飼料規制

- ・BSEの感染源となりうる原料(肉骨粉、魚粉、動物性油脂等)を牛等用飼料※として利用することを禁止 → **原料規制**
- ・牛等用飼料※とその他飼料の交差汚染を防止するため、飼料の製造、出荷、運送、保管、給与の各段階において分離 → **製造工程分離**

※「牛等用飼料」には、牛、めん羊、山羊、鹿用飼料が含まれる。



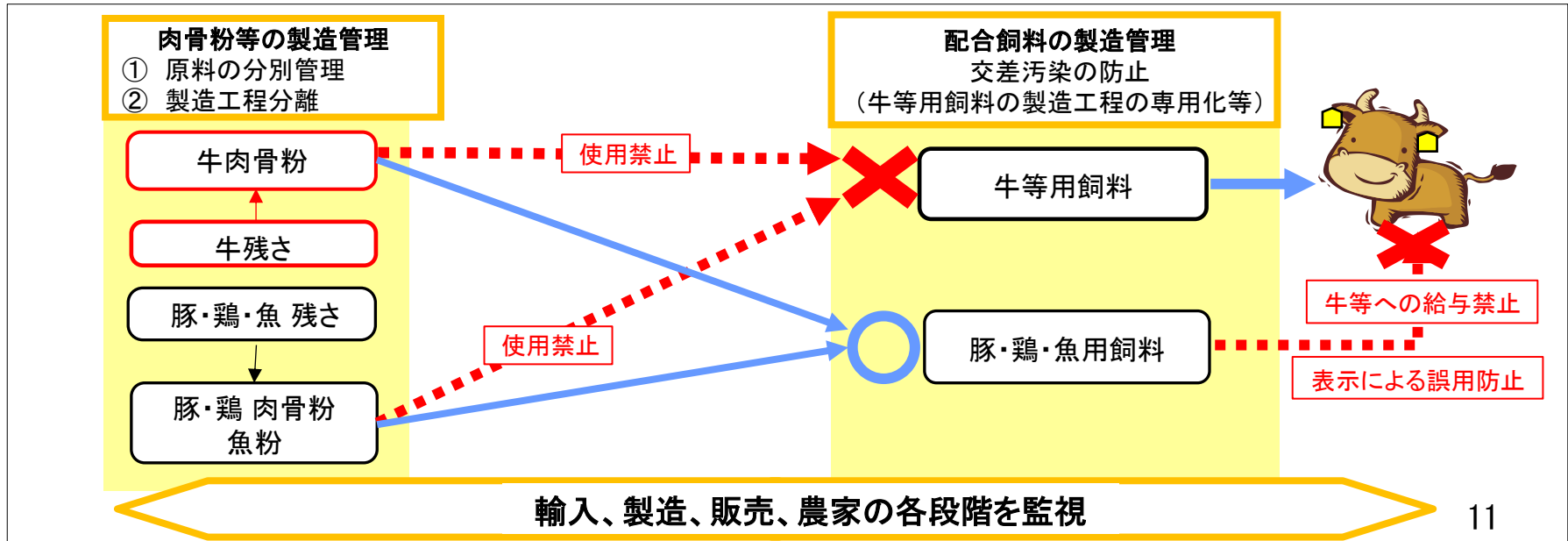
➤ 飼料規制導入の経緯

1996(H8)年4月 反すう動物由来肉骨粉等について、反すう動物用飼料への使用を停止(通知)

2001(H13)年9月 **日本国内でBSE発生**、反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を禁止(省令)

2001(H13)年10月 飼料原料である動物由来たん白質(肉骨粉等)の製造工場において、製造可能な動物由来たん白質とその他のたん白質との製造工程を完全に分離し、その旨を農林水産大臣が確認する制度(大臣確認制度)を導入(省令)

その後、大臣確認制度等により交差汚染防止対策を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づきリスク評価を行った上で、順次、飼料規制の範囲の見直しを実施。



BSEに係る飼料規制の見直しの経緯、主な原料規制の現状

➤ 主な飼料規制の見直し

2001(H13).11	豚、馬、鶏に由来する血粉等※ ¹ 、チキンミール及びフェザーミールの豚用飼料、鶏用飼料及び養魚用飼料への利用再開
2005(H17).4	豚肉骨粉等※ ² 並びに鶏に由来する加水分解たん白質及び蒸製骨粉の豚用飼料及び鶏用飼料への利用再開
2008(H20).5	豚肉骨粉等※ ² 並びに鶏に由来する加水分解たん白質及び蒸製骨粉の養魚用飼料への利用再開
2013(H25).5	WOAHより「無視できるBSEリスクの国」に認定
2014(H26).5	食品工場の製造工程から出る動物由来たん白質を含む食品残さの豚用飼料、鶏用飼料及び養魚用飼料への利用再開
2015(H27).4	牛血粉等※ ¹ 及び牛肉骨粉等※ ² の養魚用飼料への利用再開
2018(H30).4	めん羊及び山羊に由来する血粉等※ ¹ 並びにめん羊、山羊及び馬に由来する肉骨粉等※ ² の養魚用飼料への利用再開
2020(R2).5	馬肉骨粉等※ ² の豚用飼料及び鶏用飼料への利用再開
2024(R6).10	牛、めん羊、山羊に由来する血粉等※ ¹ 及び肉骨粉等※ ² の豚用飼料及び鶏用飼料への利用再開

➤ 主な原料の飼料利用の規制状況(2024年10月時点)

用途 由来動物等		牛用飼料	豚用飼料・ 鶏用飼料	養魚用飼料
牛※ ³	血粉等※ ¹ 肉骨粉等※ ²	×	○ 2024.10再開	○ 2015.4再開
	めん羊・ 山羊※ ⁴	×	○ 2024.10再開	○ 2018.4再開
鹿	血粉等※ ¹ 肉骨粉等※ ²	×	×	×
豚	血粉等※ ¹	×	○ 2001.11再開	○ 2001.11再開
	肉骨粉等※ ²	×	○ 2005.4再開	○ 2008.5再開
馬	血粉等※ ¹	×	○ 2001.11再開	○ 2001.11再開
	肉骨粉等※ ²	×	○ 2020.5再開	○ 2018.4再開
鶏	血粉等※ ¹ チキンミール フェザーミール	×	○ 2001.11再開	○ 2001.11再開
	加水分解たん白質 蒸製骨粉	×	○ 2005.4再開	○ 2008.5再開
魚	魚粉	×	○	○
動物由来たん白質を含む 食品残さ※ ⁵		×	○ 2014.5再開	○ 2014.5再開

○:利用可能、×:利用禁止

- ※ 1 血粉等とは、血粉及び血しょうたん白質をいう。
 2 肉骨粉等とは、肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉をいう。
 3 死亡牛、牛のSRMを除去
 4 死亡めん羊、めん羊のSRMを除去
 5 食品工場の製造工程から出る動物由来たん白質を含む食品残さ

その他の動物由来たん白質、動物性油脂等の利用規制状況は資料編を参照

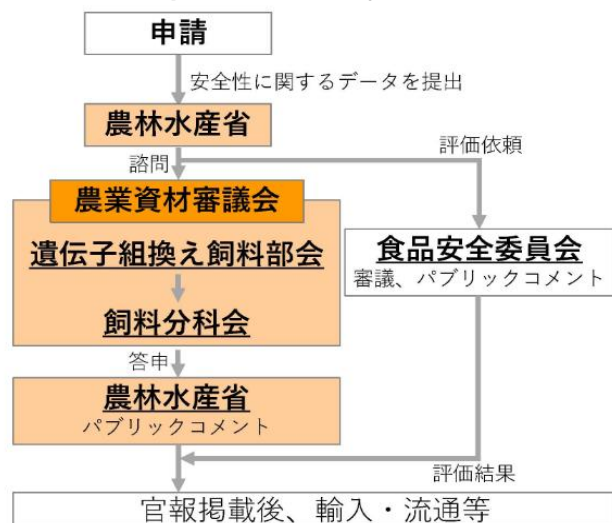
バイオテクノロジーを利用した飼料及び飼料添加物への対応

- ・遺伝子組換え飼料・飼料添加物は、安全性に関する確認を受ける必要がある。
- ・ゲノム編集飼料・飼料添加物については、農林水産省への届出が必要。



➤ 遺伝子組換え飼料等

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(平成15年4月1日施行)に基づき、安全性審査を法的に義務化。
安全性に関する確認を受けていない遺伝子組換え飼料等や、これを原材料に用いた飼料等の製造・輸入・販売は、飼料安全法に基づいて禁止している。



○安全性を確認した遺伝子組換え飼料

なたね	21品種	てんさい	4品種
とうもろこし	39品種	アルファルファ	3品種
だいず	21品種	じゃがいも	4品種
わた	21品種	計	113品目

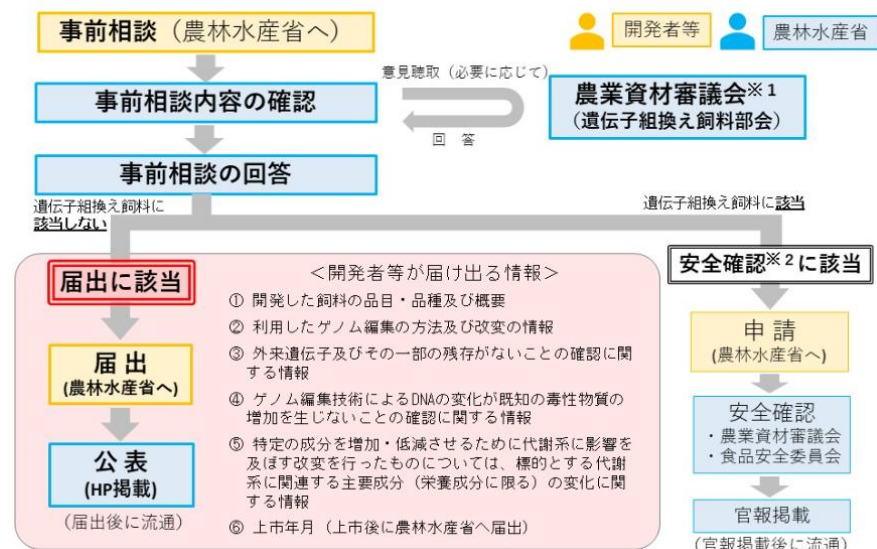
○安全性を確認した遺伝子組換え飼料添加物

フィターゼ等	19品目
--------	------

➤ ゲノム編集飼料等

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和2年2月7日施行)に基づき、流通に先立ち、開発者等が農林水産省に届出することとしている。

1. 開発者等は、ゲノム編集飼料等が届出又は安全確認のいずれに該当するか、農林水産省に事前相談する。
(農林水産省は、必要に応じて専門家の意見を聴いた上で遺伝子組換え飼料等に該当するか判断。)
2. 遺伝子組換え飼料等に該当しないと判断された場合は、開発者等は農林水産省に届出し、農林水産省はその情報をウェブサイト公表する。



○届出されたゲノム編集飼料

13品種

トマト(6品種)、ワキシートウモロコシ、じゃがいも、マダイ、トラフグ、ヒラメ、ティラピア、バナナ

飼料添加物の指定

- ・飼料添加物は、農林水産大臣が農業資材審議会に意見を聴いて、効果・安全性が確認されたものについて指定される。
- ・飼料添加物の用途は、①飼料の品質の低下の防止、②飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進、④飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保の4つが定められている。



＜農林水産大臣が指定した飼料添加物一覧(令和8年8月31日時点)＞

農林水産省令で定められている用途	類 別
飼料の品質の低下の防止 (17 種)	抗酸化剤 (3 種)
	防かび剤 (3 種)
	粘結剤 (5 種)
	乳化剤 (5 種)
	調整剤 (1 種)
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 (<u>温室効果ガス(GHG)削減を目的とするもの</u> も 含めることとする(令和4年1月～)) (100 種)	アミノ酸等 (20 種)
	ビタミン (34 種)
	ミネラル (41 種)
	色素 (3 種)
	温室効果ガス(GHG)削減剤 (2 種)
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進 (39 種)	抗生物質 (8 種)
	着香料 (1 種)
	呈味料 (1 種)
	酵素 (13 種)
	生菌剤 (11 種)
	有機酸 (5 種)
飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保 (9 種)	合成抗菌剤 (4 種)
	抗生物質 (5 種)
(重複を除く合計 162 種)	

飼料添加物をめぐる最近の動き

- ・温室効果ガス(GHG)削減効果のある飼料添加物について、計2物質を指定。
- ・飼料に継続的に添加して使用する抗菌剤(抗菌性飼料添加物)について、食品安全委員会による薬剤耐性菌の評価が令和3年度をもってすべて終了。評価結果を踏まえてリスク管理措置を実施。現在、指定されている物質(11物質)は、人の健康へのリスクが無視できる、あるいは耐性菌を選択しないもののみ。

➤ GHG削減用途の飼料添加物の審議状況等

令和4年1月	審議会において、GHG削減資材を「飼料添加物」に位置付けることを了承
令和4年8月	審議会において、GHG削減資材の効果と安全性を評価する試験基準案を了承
令和4年9月	「飼料添加物の評価基準の制定について」(局長通知)で試験基準を策定
令和5年2月	2剤について、指定に係る審議を開始
令和5年12月	飼料安全法における「GHG削減効果があるとされる資材」の取扱いを整理(通知)※
令和6年11月	GHG削減を目的とする飼料添加物として1剤を指定
令和7年5月	GHG削減を目的とする飼料添加物として1剤を指定

※ 飼料安全法におけるGHG削減効果があるとされる資材の取扱い

- ・GHG削減を目的として販売するものは、飼料添加物としての指定が必要。
- ・GHG削減効果があるとして、飼料添加物としての指定を受けたもののみ、GHG削減効果の表示が可能

➤ 飼料添加物における薬剤耐性菌対策

- ・家畜等に使用する抗菌剤により選択される薬剤耐性菌が食品を介して人に伝播し健康に影響を及ぼすおそれについて、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼(平成15年12月)。
- ・令和3年6月をもって全22物質の評価が終了。

リスクの推定区分	リスク管理措置の例
高度(0物質)	指定の取消し (平成30年 硫酸コリスチン、 バージニアマイシン 令和元年 リン酸タイロシン、 テトラサイクリン系2件)
中等度(2物質)	
低度(3物質)	
無視できる程度(13物質)	モニタリングの継続

〔このほか、鶏・豚用の駆虫系の剤4物質は、食品安全委員会より評価不要とされた。〕

- ・平成30年から令和元年にかけて、評価結果を踏まえて、5種類の抗菌性飼料添加物の指定を取り消し。
- ・令和8年、事業者の申し立てにより使用見込みがないとされた2種類の抗菌性飼料添加物の指定を取り消し。

飼料、飼料添加物のGMP(適正製造規範)

- 「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知)に基づいて、事業者自らが、より効果的かつ効率的に安全を確保するための取組を実施。
- 同ガイドラインに基づく管理が行われていることについて、FAMICは適合確認を行い、確認証を発行。(令和8年8月末時点で100事業場が確認証を取得)



具体的な取組みの例(配合飼料製造業者の例)

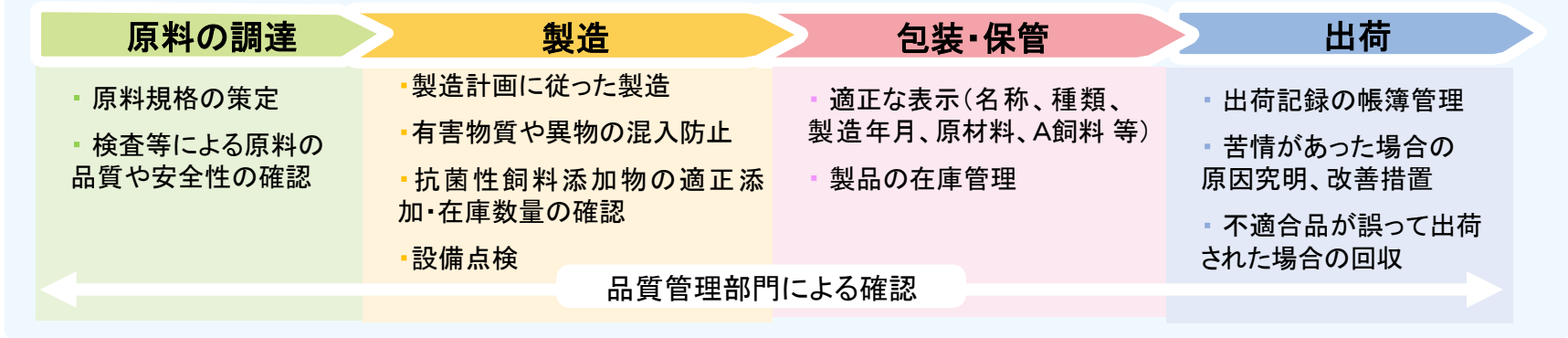
組織、施設整備

- 製造管理責任者、品質管理責任者の配置
- 従業員に対する計画的な教育訓練
- 目的に合った施設整備の設置、計画的な点検整備

衛生管理

- 施設設備の清潔な状態の維持、有害微生物による汚染防止
- 有害鳥獣及び害虫対策

調達する原料等の安全確認、工程管理、品質管理



試験検査

- 検体の採取、検査、保管、記録

自己点検

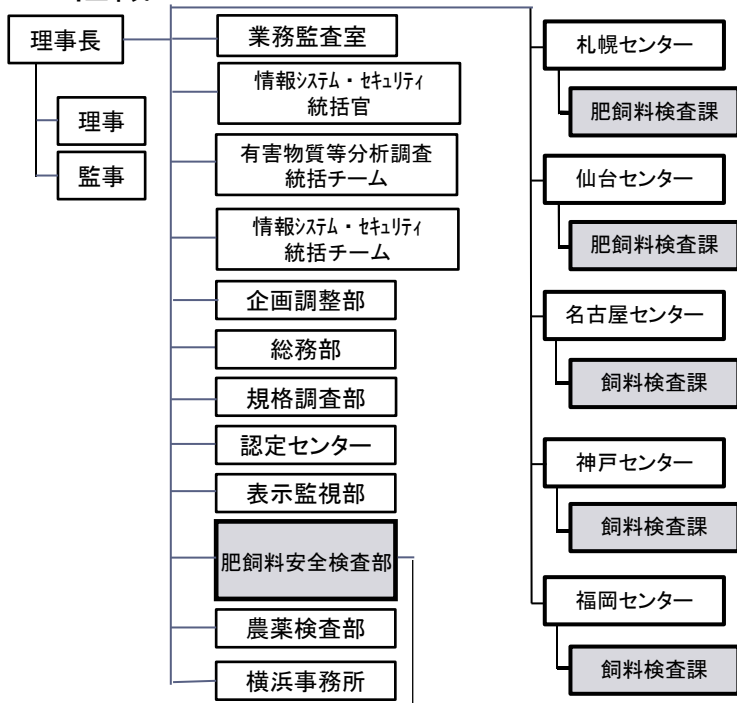
- GMPが遵守されていることについて定期的な点検、改善措置

GMPの適合確認

GMPガイドラインに基づく管理が行われていることについて、事業者(飼料等の製造業者、輸入業者、販売業者)の申請により、FAMICが確認し、確認証の発行及び公表を実施。

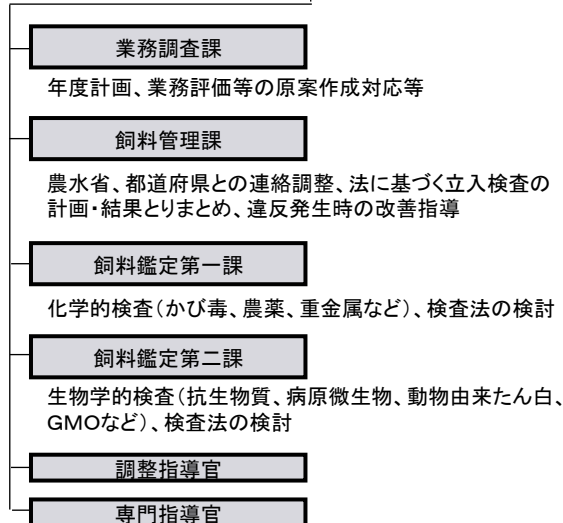
(独)農林水産消費安全技術センターの飼料安全関係業務

➤ 組織



➤ 飼料及び飼料添加物に関する主な業務

- ① 飼料及び飼料添加物の基準・規格の調査
- ② 飼料等中の有害物質のモニタリング検査
- ③ BSE発生防止のための飼料中の肉骨粉等の検査、製造基準適合確認検査
- ④ 未承認遺伝子組換え飼料の輸入時のモニタリング検査
- ⑤ 飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合の原因の究明、流通実態の把握
- ⑥ 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化等に資するための分析法の開発等
- ⑦ 特定飼料等の検定
- ⑧ 飼料の登録検定機関に対する調査及び検定の精度管理等の技術的な指導
- ⑨ 特定飼料等製造業者の登録等に係る検査、飼料等の製造設備等に係る検査及びその管理の高度化に係る技術的な指導
- ⑩ 農林水産大臣の指示による立入検査
- ⑪ 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインに基づく適合確認
- ⑫ 輸出飼料の施設認定等のための現地調査



※ 令和8年4月1日現在 役職員数:619名

(独)農林水産消費安全技術センターの飼料関係業務の概要

立入検査等により飼料等の安全を確保し、安全な畜水産物の供給に貢献

立入検査の流れ

農林水産大臣
の指示

事業者等への
立入検査

・立入検査場所
飼料工場、港湾サイロ等※1

収去飼料
の検査

検査結果を
農林水産省へ報告

農林水産大臣が
試験結果を公表

立入検査

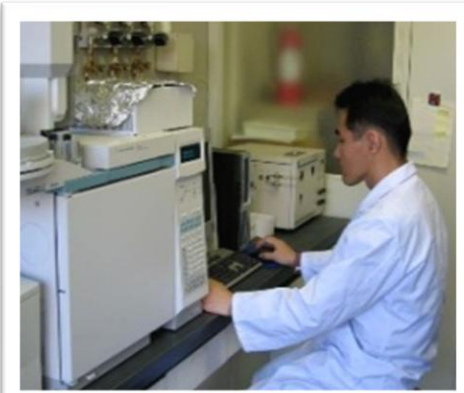
- 試料の収去
- 帳簿等の検査
- 製造設備の検査

立入検査件数 380件 (R7年度)



飼料の分析鑑定

- 飼料添加物の含有量の検査
サンプル数 12点 (R7年度)
- BSEの発生防止(肉骨粉等の検査)
サンプル数 96点 (R7年度)
- 有害物質の検査※2
サンプル数 417点 (R7年度)
- 病原微生物の検査※3
サンプル数 74点 (R7年度)



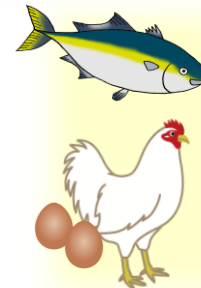
※1 検査対象:
国は、飼料等の製造・輸入業者
都道府県は、販売業者、農家

※2 重金属、かび毒、残留農薬など

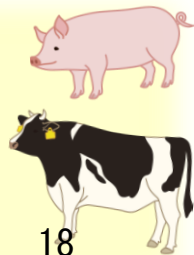
※3 サルモネラ

R6年度末時点での事業場数(都道府県調べ)

製造業者の事業場	3,666箇所
輸入業者の事業場	1,061箇所
販売業者の事業場	13,710箇所



安全な
畜水産物の
供給に
科学で貢献



(参考)飼料安全法の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和28年法律第35号)

目的

- ・飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与

対象動物及び飼料添加物の指定等

- ・対象動物:牛、馬(食用)、豚、めん羊、山羊、鹿、鶏、うずら、蜜蜂及び養殖水産動物(食用) 全32種類
- ・飼料添加物:ビタミン、抗生物質等 162品目指定

安全の確保

- ・規格及び基準の設定、製造等の禁止、特定飼料等の検定及び製造業者登録、廃棄等の命令

品質改善

- ・公定規格の設定、規格適合表示、表示の基準、表示事項の表示等の指示、検定機関の登録

その他

- ・製造・輸入業者等の届出、飼料等の輸入の届出、報告の徴取、立入検査等、厚生労働大臣との関係

ペットフード安全法の概要

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)

環境省と共管

目的

・愛がん動物用飼料(ペットフード)の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物(ペット)の健康を保護し、動物の愛護に寄与すること。

基準又は規格の設定及び製造等の禁止

・農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準又は成分についての規格を定めることができることとし、当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

・農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

・農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

製造業者等の届出

・製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に、氏名、事業場の名称等を届け出なければならない。

帳簿の備付け

・製造業者、輸入業者又は販売業者(小売の場合は除く。)は、販売等をした愛がん動物用飼料の名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

報告徴収、立入検査等

・農林水産大臣及び環境大臣による製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について定める。

対象動物

・**ペットの栄養に供するものが対象**
総合栄養食のほか、おやつ、スナック、サプリメント、ガムも含む。

おもちゃ、食器、猫草、金魚のエサ等は対象外



ペットフードの安全確保するための体制の概要

【製造方法等の基準・成分の規格を設定】

- 基準・規格に合わないペットフードの製造等を禁止
- 有害な物質を含むペットフードの製造等を禁止
- 健康被害防止のためのペットフードの廃棄等の命令

農林水産省・環境省



指示・報告

情報提供・指導

立入検査
報告聴取

農政局等
環境事務所



(独)農林水産消費
安全技術センター

- ・分析法の開発
- ・情報の収集・提供

情報提供

海外からの輸入品



原料・製品

輸入業者

届出・帳簿の備付け義務



製造業者

届出・帳簿の備付け義務

原料・製品

製品



販売業者

帳簿の備付け義務(小売の場合は除く)

製品



安全なペットフード

飼い主



獣医師

ペットフードをめぐる基礎データ

- ・ペットフードの届出事業者数は、製造業者10,169者、輸入業者1,039者（令和7年3月末時点）。
- ・製品のリコール（回収）は、年度によりバラツキはあるものの、国内・海外ともに年間数件は発生。
- ・ペットフード（犬用、猫用及びその他用）の出荷量は、年間で約56.8万トン（令和5年度：2024年度）。うち、国産品が約56%、輸入品が約44% また、犬用が約41%、猫用が約56%、その他用が約4%。

ペットフードの届出事業者数（令和7年3月末時点）

製造業者数	輸入業者数	合 計
10,169	1,039	11,208

犬猫用ペットフードの近年の事故発生状況（令和7年3月末時点）

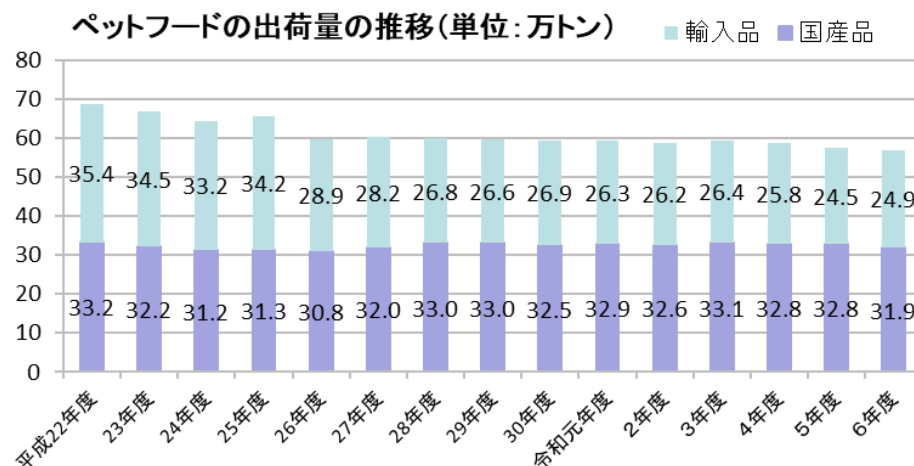
1. 国内リコール等

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数	5	8	5	4	4
うち健康被害あり	0	3	1	0	0
うち健康被害なし	5	5	4	4	4

2. 海外リコール（注意喚起事務連絡発出件数）

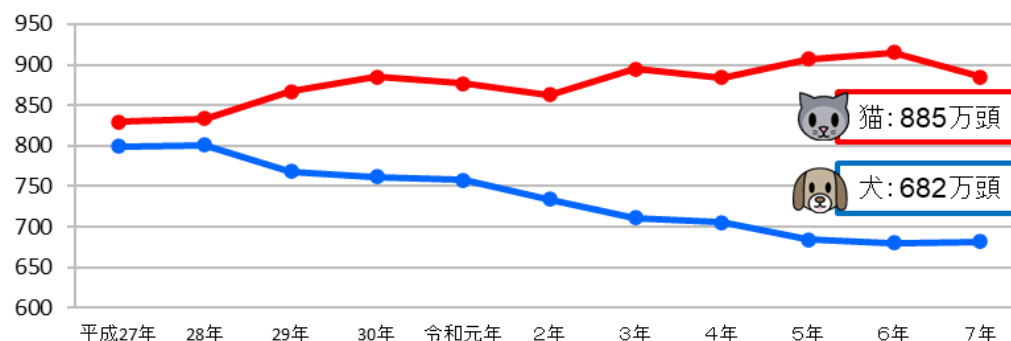
年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数	4	7	4	7	7
うち国内流通あり	0	0	0	1	0
うち国内流通なし	4	7	4	6	7
（国内での健康被害確認件数）	0	0	0	0	0

ペットフードの出荷量の推移（単位：万トン）



出典：ペットフード産業実態調査（一般社団法人ペットフード協会）

【参考】犬と猫の飼育頭数（万頭）



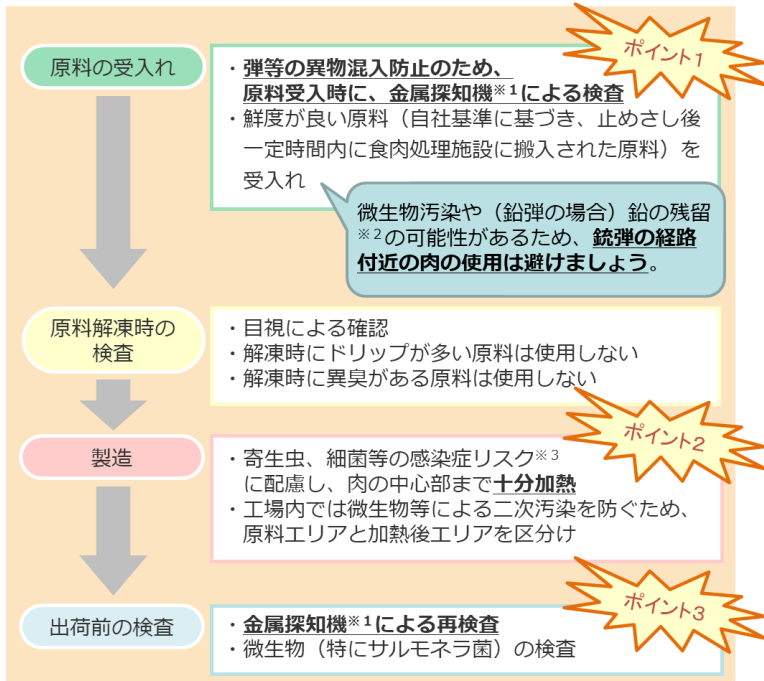
出典：全国犬猫飼育実態調査（一般社団法人ペットフード協会）

ペットフードの安全をめぐる最近のトピック

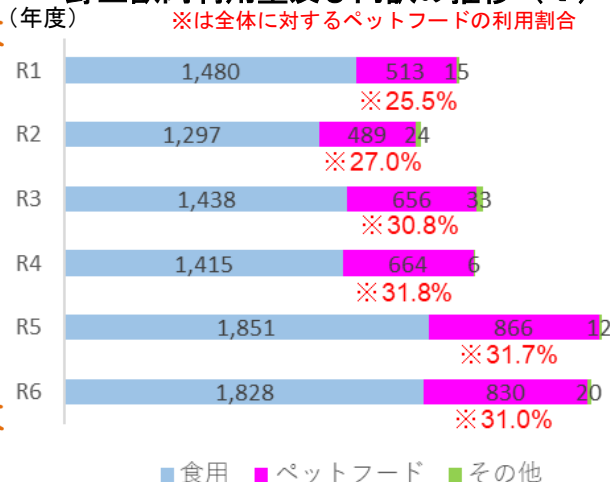
野生獣肉利用ペットフード(ジビエペットフード): 野生鳥獣による農林水産業の被害が深刻化し、捕獲・捕獲した野生鳥獣の利用拡大を政府全体で推進。ペットフード原料として利用する例も増加傾向にある一方、野生鳥獣は寄生虫や細菌等に感染している可能性が高く、また、狩猟に用いる鉛玉によるリスクも指摘されているため、当該リスクについて事業者への周知を実施。

販売方法の多様化: ECサイトでのペットフードの販売では、販売者が購入者を確実に把握することができ一方、フリーマーケットサイトやSNSでの販売は違法ではないものの、販売者の氏名や素性がわからないことが多いので、事故対応に遅れが生じる危険性も。

野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例



野生獣肉利用量及び内訳の推移 (t)



出典: 野生鳥獣資源利用実態調査



フリーマーケットサイトやSNSで販売する場合でも…繰り返し販売する場合は、

① ペットフード安全法に基づく表示（※次々ページの参考資料参照）が必要



② 自ら製造・輸入して販売する場合は、製造業者・輸入業者としての届出が必要。



※1 金属探知機は、検査機器メーカーが定める検査方法を確認し、使用しましょう。

※2 ペットフード安全法では、ペットフード中の鉛の上限値（3µg/g）が設定されています。

※3 野生獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生獣肉の利用に当たっては、十分に加熱するなど、これらの食中毒リスクに注意し、犬・猫に安全なペットフードを作りましょう。

◆ ペットフード安全法では、ペットフードの製造方法の基準として「有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない」と定めています。

◆ 原子力災害対策特別措置法に基づき食品に関する出荷制限がなされている野生のシカやイノシシの肉は、「有害な物質を含む疑いがある原材料」に相当すると考えられますので、ペットフードの原料としての使用は控えてください。

(参考) 飼料安全法とペットフード安全法の比較

飼料安全法

牛、馬(食用)、豚、めん羊、山羊、
鹿、鶏、うずら、蜜蜂及び養殖水
産動物(食用) 全32種類

対象動物

昭和28年4月11日

施行日

農林水産省

所管省庁

農林水産省、FAMIC、都道府県

関係する

行政機関

飼料と飼料添加物の製造・
輸入・販売業者

業の届出者

都道府県

業の届出先

あり

帳簿への記録の義務

あり

立入検査

ペットフード安全法

犬、猫



平成21年6月1日

農林水産省、環境省

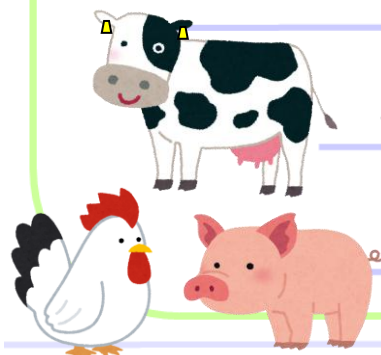
農林水産省、FAMIC、環境省

ペットフードの製造・
輸入業者

農林水産省地方農政局等

あり

あり



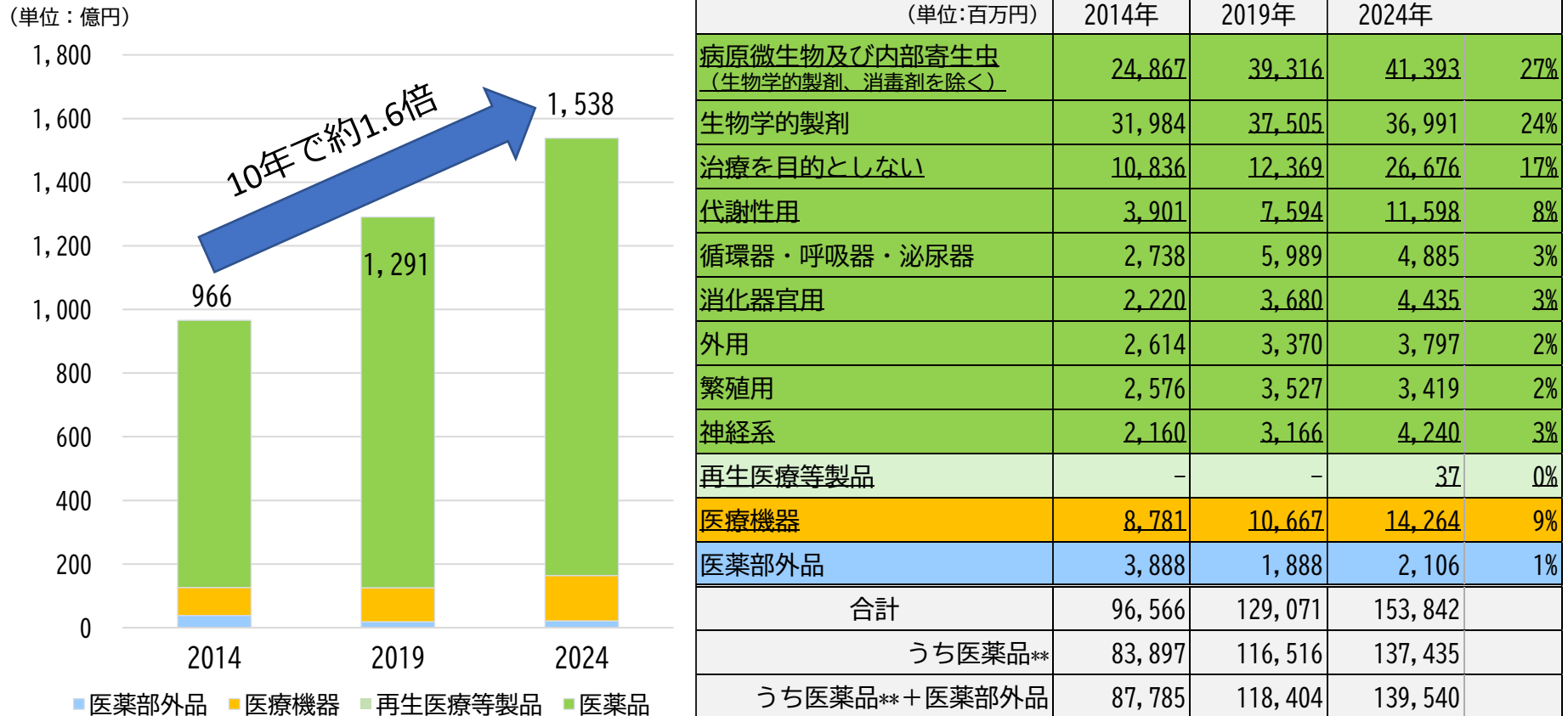
動物用医薬品等とは

➤ 動物の疾病の治療、診断、予防等に用いられる薬物、機械器具等

分類	製品数	説明	製品の例
動物用 医薬品 	2,361	獣医療に用いる薬品のこと。動物の病気の予防、治療、診断に使用する薬品や、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とする薬品。	アンピシリン製剤（病原微生物）プラジクアンテル製剤（内部寄生虫薬）、ワクチン（生物学的製剤）、キシラジン製剤（神経系用薬）、テモカプリル塩酸塩製剤（循環・呼吸器官用薬）、マロピタントクエン酸塩一水和物製剤（消化器官用薬）、プロゲステロン製剤（繁殖用薬）、キシリトール製剤（代謝性用薬）
動物用 医薬部外品 	960	体臭の防止、ノミ、ハエや蚊の防除等に使用する薬品で、人体に対する作用が緩和なもの。	メトフルトリン製剤（蚊の忌避剤）、アレスリン製剤（ハエ、蚊の殺虫剤）等
動物用 医療機器 	6,748	獣医療に用いる機械器具のこと。動物の病気の予防、治療、診断に使用する機械器具や、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とする機械器具。	麻酔器、呼吸補助器、MR装置、注射針、輸血用器具、標識用器具、手術台、医療用消毒器、医療用はさみ、医療用ピンセット、歯科用ユニット、非吸収性縫合糸、ギプス包帯、保定用器具等
動物用 体外診断用医薬品 	161	動物の疾病の診断に用いる動物用医薬品のうち、動物の身体に直接使用されることのないもの。	エライザキット（インフルエンザ抗体判定等）、凝集反応菌液（サルモネラ菌の血清型判別等）等
動物用 再生医療等製品 	2	獣医療に用いるために、動物の細胞に培養その他の加工を施したもの。	犬（同種）脂肪組織由来間葉系幹細胞、ヒトチロシナーゼ遺伝子挿入pINGプラスミドDNA（スーパーコイルプラスミドとして）

我が国の動物薬市場（2024年の販売高）

- 2024年の製薬メーカーの売上高（製造販売業者の販売高）は約1,538億円と10年前の約1.6倍。
- 生物学的製剤など病原微生物や寄生虫対策の医薬品が**全体の5割以上**を占める。
- 10年間で、治療を目的としないもの、代謝性用薬や消化器官用薬が**2倍以上に伸長**。

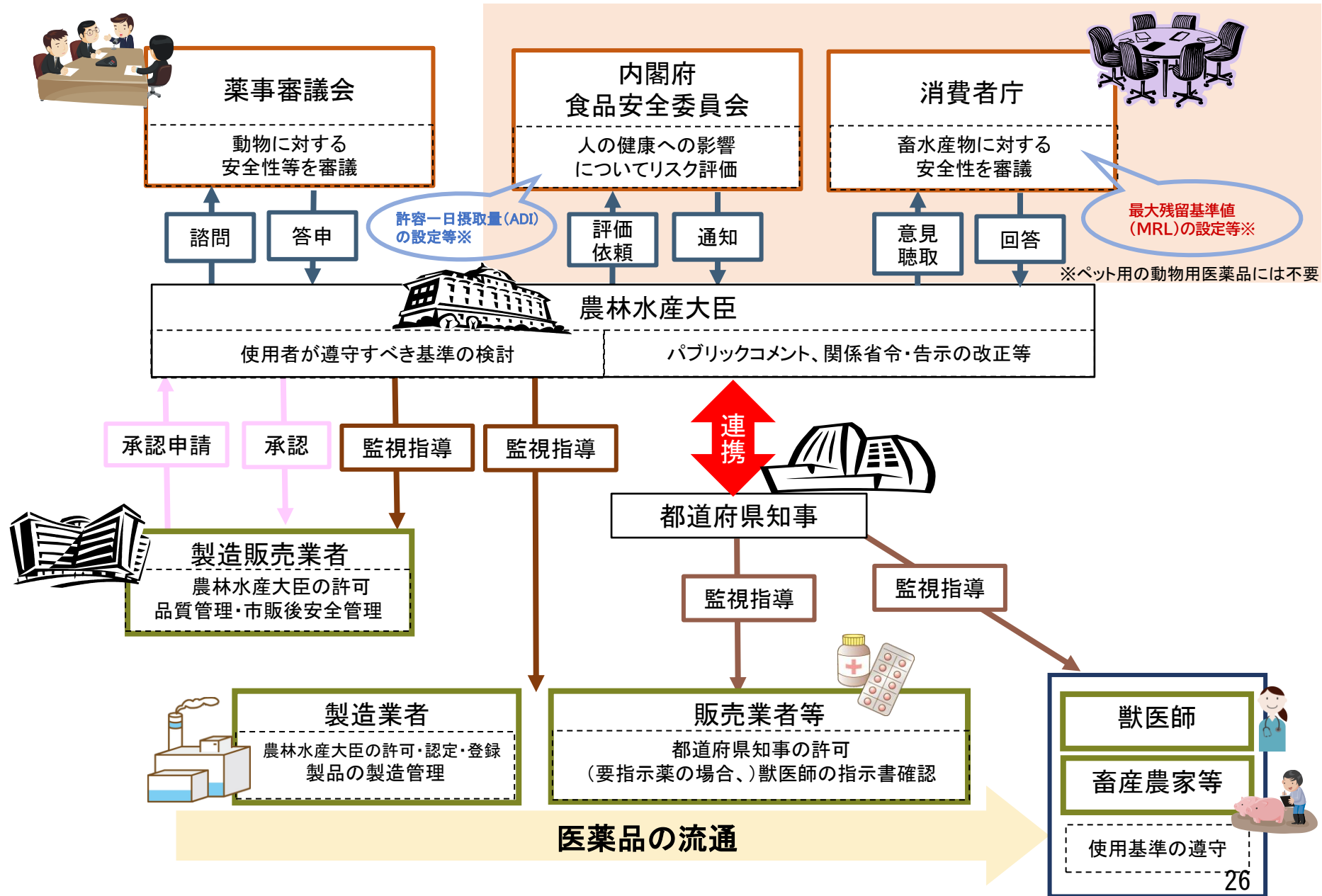


*旧法 厚労大臣許可医薬品の販売高は医薬品に含めている。

**再生医療等製品は含まない。

例)「外用」: 湿布、「代謝性用」: ホルモンの調整剤、「病原微生物及び内寄生虫(生物学的製剤、消毒剤を除く)」: 駆虫薬、「生物学的製剤」: ワクチン、「治療を目的としない」: 消毒薬、「医薬部外品」: 蚊取り線香

動物用医薬品の安全確保体制



承認審査の国際的調和（VICHの活動）

- 国により動物用医薬品の承認審査に当たり実施する必要のある試験は異なっている。
→ ドラッグラグやメーカーの開発経費、末端価格の上昇の要因
- 日本、米国及びEUの審査当局と動物薬業界が協力し、試験の方法等の統一化を推進。



<https://www.vichsec.org/en>

動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力

(International Cooperation on Harmonization of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products : VICH)



創設メンバー国：日本、米国、EU
常任メンバー国：カナダ、オーストラリア、
ニュージーランド、南アフリカ、
英国

- ・運営委員会
- ・エキスパート・ワーキンググループ

承認審査資料の試験法国際ガイドライン等
をこれまでに約60本作成

承認審査の迅速化と開発費の
軽減に貢献



ドラッグラグの解消
生産現場にいち早く供給



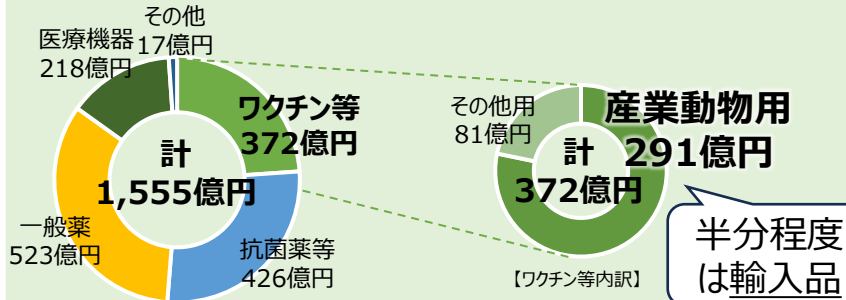
グローバルアウトリーチ活動
世界中にガイドラインを普及し
良質な動物薬の流通を促進

動物用医薬品をめぐる情勢 ～動物用ワクチンの安定供給に向けた取組～

動物用医薬品業界の概要（令和5年度）

➤ 国内の動物用医薬品販売高 約1,555億円

産業動物用ワクチン販売高（令和5年度）



➤ 国内の畜産の産出額 約3兆7千億円

出典：令和5年動物用医薬品等販売高年報、農林水産省「令和5年農業総産出額（全国）」

産業動物用ワクチンを取り巻く状況

- 製品開発における国際競争力の後退
- 不採算品目の整理・終売による取扱い品目の縮小
- 製造ラインの更新・増設への投資意欲の減退 など

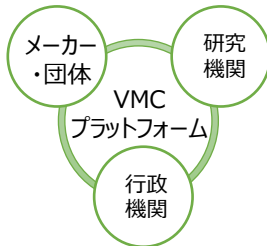
開発・供給体制の強化が必要

安定供給に向けた対応

➤ 動物用ワクチン戦略の策定（令和6年）

国内製造ワクチンの安定供給に向け、産学官の関係者により構成される検討会を立ち上げ動物用ワクチン戦略を策定。

➤ 動物用ワクチン戦略に基づく取組



動物用ワクチンの開発・承認・製造・販売体制の強化に向けた取組の実現に向け、

- ・ 動物用医薬品産学官連携(VMC)プラットフォームの立ち上げ（令和7年3月）
- ・ 3つのワーキンググループを設置し各テーマについて検討（令和7年6月～）

- ① 開発基盤の強化ワーキンググループ
- ② 承認審査制度の最適化及び輸出促進ワーキンググループ
- ③ 国内製造安定供給ワーキンググループ

VMCプラットフォーム：
Veterinary Medicine Industry-Academia-
Government Collaboration Platform

2024
動物用ワクチン戦略
中間取りまとめ

令和6年11月
農林水産省 消費・安全局

2024 動物用ワクチン戦略中間取りまとめ(概要)

現状と課題

ニーズの高まり

- アフリカ豚熱など防疫上のリスク増による、ワクチンニーズの高まり
- 薬剤耐性対策は国際的にも喫緊の課題であり、「ワクチンによる予防」にシフトする必要

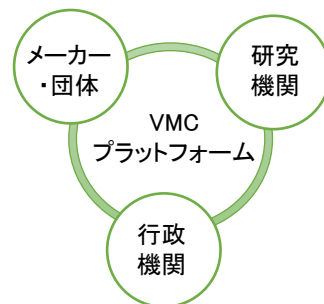
開発・供給体制の減退

- 製品開発における国際競争力の後退
- 不採算品目の整理・終売による取扱い品目の縮小
- 製造ラインの更新・増設への投資意欲の減退

畜水産業の生産現場が求めているワクチンの迅速な開発・実用化、安定供給に向けた体制の構築が急務

戦略における取組み

以下の開発・承認・製造・販売体制の強化に向けた取組の実現に向け、産学官の連携プラットフォームを立ち上げ



VMC:
Veterinary Medicine
Industry-Academia-
Government Collaboration

開発の促進・迅速な実用化

- ・ 開発を促進するため、VMC体制のもとで情報共有の場を設け、研究から実用化への橋渡しを円滑化
- ・ 新技術を用いた製品を適切に評価するためのガイドラインを作成

製造能力の強化・技術の蓄積

- ・ 必要量のワクチンを必要なタイミングで供給するため、増産や保管が可能な施設・設備を整備
- ・ 疾病の終息等により製造を停止したワクチンについても再流行に応じた迅速な製造を可能とするため、製造技術及び体制を維持・整備

承認制度の最適化

- ・ 開発・維持コストを縮小し迅速に供給するため、科学的知見に基づき、実態に即した最適な規制を検討
- ・ 流行株の性状にあったワクチンを迅速に供給するため合理的な制度について検討

販売体制の強化

- ・ より大きな市場を獲得するため、海外の規制やニーズの調査を実施

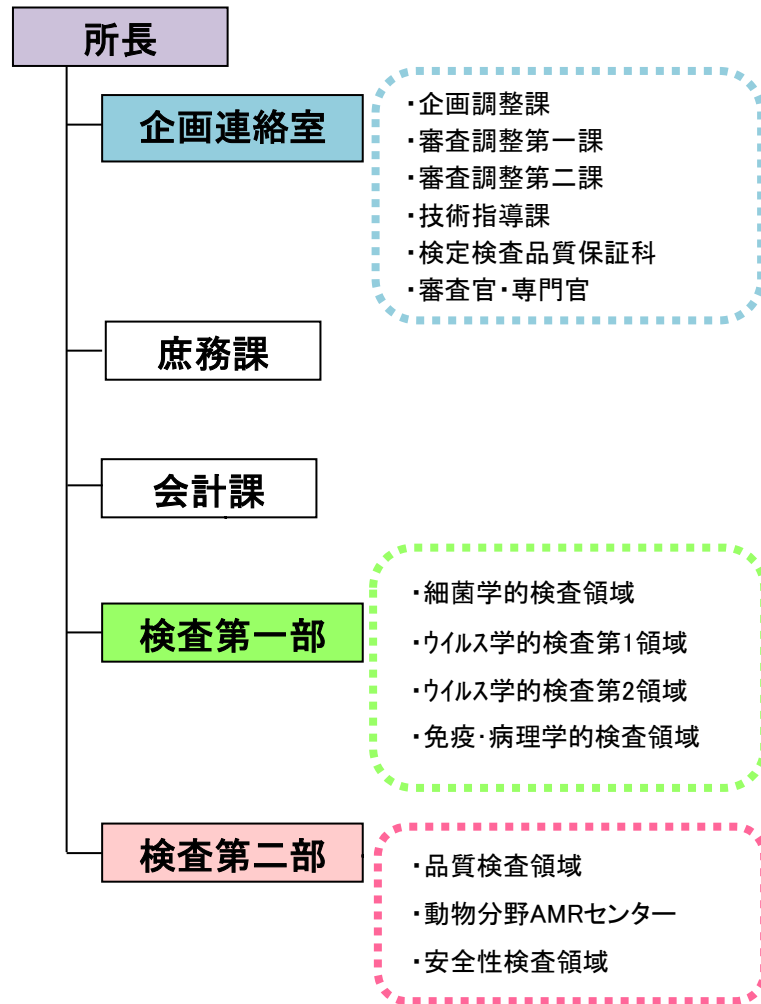
目指す将来像

- ✓ 必要なワクチンが迅速に開発され、安定的に流通
- ✓ 不測事態にも対応可能な製造
- ✓ アフリカ豚熱のような重大な疾病のまん延リスクが減少
- ✓ 下痢や肺炎等の慢性疾病による経済損失が減少
- ✓ 終息した疾病の再流行に対する備え
- ✓ 輸出による市場拡大

食料安全保障や近隣アジア諸国も含めた畜水産物生産の持続可能性の強化に貢献

○ 動物医薬品検査所の概要 (<https://www.maff.go.jp/nval/>)

動物医薬品検査所の組織



※令和8年度定員：77人（行政職56人、研究職21人）

主な業務

1) 承認審査

- ① 動物用医薬品等の承認申請の審査
- ② 承認相談、治験計画の調査
- ③ 動物用医薬品等の再審査、再評価
- ④ 承認申請資料の信頼性確保に関する基準（GLP/GCP/GPSP）への適合性調査
- ⑤ 製造管理・品質管理基準（GMP）への適合性調査 等

2) 品質の確保

- ① ワクチンの法第43条検査と製剤基準等の作成
- ② 事業者への立入検査及び収去した医薬品の検査
- ③ 検査の物差しとなる標準製剤等の確保・配付
- ④ 検査技術の向上のための調査・研究

3) 情報の収集・提供

- ① 動物用医薬品等に関する情報提供
- ② 副作用情報の収集・提供

4) 畜水産物の安全確保・危機管理対策

- ① 豚熱ワクチンの有効性確認、豚熱浸潤状況調査
- ② 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の国家備蓄ワクチンの検査
- ③ 高病原性鳥インフルエンザ等のワクチン製造用ウイルス株の選定
- ④ 薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに基づく対応
- ⑤ 薬剤の残留確認試験

5) 国際業務

WOAHコラボ、国際ハーモナイゼーション（VICH）、OECD-GLPプログラム等

注 GLP: Good Laboratory Practice（毒性試験等を実施する際の遵守すべき基準）
GCP: Good Clinical Practice（臨床試験を実施する際の遵守すべき基準）

GPSP: Good Post Marketing Study Practice（製造販売後の調査及び試験を実施する際の遵守すべき基準）
GMP: Good Manufacturing Practice（製造管理及び品質管理の基準）

○ 動物用医薬品等の開発から使用までの各段階での 動物医薬品検査所の業務件数（令和7年度）

動物用医薬品等の開発



- ★承認相談：59件
- ★治験計画の調査：38件

承認申請等



- ★動物用医薬品等の承認：281件
- ★承認申請資料の信頼性確保に関する基準（GLP/GCP/GPSP）への適合性調査：27件
- ★製造管理・品質管理方法の基準（GMP）への適合性調査：256件

製造・販売



- ★品質確保のための製剤基準等の作成：21件
- ★製造・試験記録等要約書様式の作成：56件
- ★国家検定：316件
- ★収去医薬品の検査：5件

使用



- ★承認後の医薬品の再審査・再評価等
 - ・再審査の実施：9件
 - ・再評価検討資料（文献等）の収集：約1,000件
- ★副作用情報の収集：430件

安全な動物用医薬品の安定供給によって、
動物の命と食の安全を守る

【参考】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)

目的(第1条)

- ・医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制等を行うことにより、保健衛生の向上を図る

責務(第1条の2～第1条の6)

- ・国、地方公共団体、関連事業者等の医薬品等関係者の責務を規定するとともに、医薬品等を使用する国民の役割を規定

定義(第2条)

- ・医薬品、医薬部外品、医療機器、再生医療等製品等を定義

医薬品及び医薬部外品の製造販売業及び製造業の許可、製造販売の承認等 (第12条～第23条)

- ・製造販売業の大臣許可、製造業の登録
- ・品目ごとの大臣の承認、変更計画の確認
- ・承認の際の薬事審議会への意見聴取※
- ・製造所等への基準適合証の交付
- ・製造販売後の有効性・安全性についての使用成績評価

医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可、製造業の登録、製造販売の承認等 (第23条の2～第23条の2の22)

- ・製造販売業及び製造業の大臣許可
- ・品目ごとの大臣承認
- ・条件及び期限付きの大臣承認
- ・承認の際の薬事審議会への意見聴取※
- ・製造販売後の有効性・安全性についての再審査及び再評価

再生医療等製品の製造販売業及び製造業の許可、製造販売の承認等 (第23条の20～第23条の42)

- ・医薬品及び医薬部外品の製造販売業・製造業の大臣許可
- ・医薬品の品目ごとの大臣承認
- ・医薬品の承認の際の薬事審議会への意見聴取※
- ・医薬品の製造販売後の有効性・安全性についての再審査及び再評価

医薬品販売業の許可等 (第24条～第40条の7)

- ・医薬品等の販売業(店舗販売業、配置販売業及び卸売販売業)の都道府県知事許可
- ・指定医薬品以外の医薬品を販売するための資質の確認のための知事による試験(登録販売者試験)の実施
- ・高度管理医療機器等の販売業等の知事許可
- ・管理医療機器の販売業等の知事への届出
- ・再生医療等製品の販売業者の知事許可
- ・医療機器の修理業の大臣許可

※ 薬事審議会の下に、動物用医薬品等部会を設置

【参考】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)

医薬品等の基準及び検定 (第41～第43条)

- ・ 医薬品又は再生医療等製品の基準を設けることができる旨を規定
- ・ 大臣の指定する医薬品又は再生医療等製品の検定

医薬品等の取扱い、広告、安全対策等 (第44条～第82条)

- ・ 毒劇薬の取扱い、医薬品等の容器の記載事項、注意事項等情報の記載事項及びその届出、特定用符号の表示、輸入の確認、広告、副作用報告等の安全対策、立入検査、改善命令、承認の取消し、先駆的医薬品等の指定、治験（承認申請に必要な臨床試験）の届出等について規定

動物用医薬品等の読替規定 (第83条)

- ・ 動物用医薬品等に適用される規定の読替
(厚生労働大臣→農林水産大臣、厚生労働省令→農林水産省令等)

動物用医薬品等の製造の禁止 (第83条の2及び第83条の2の2)

- ・ 動物用医薬品及び動物用再生医療等製品の無許可での製造の禁止

動物用医薬品の店舗販売業の許可の特例 (第83条の2の3)

- ・ 地域における医薬品販売業の普及の状況等を勘案し、薬剤師等がない場合の店舗販売業の知事の特例許可

動物用医薬品の使用の禁止 (第83条の3)

- ・ 未承認医薬品又は未承認再生医療等製品の食用動物への使用禁止

使用の規制 (第83条の4及び5)

- ・ 畜水産物中に残留するおそれのある医薬品又は再生医療等製品について、使用者が遵守すべき基準の農林水産大臣による設定

【参考】 EU等向け畜水産物の輸出に係る動物用医薬品関連の要件

令和7年5月時点

- ・ 畜水産物の輸出にあっては、相手国が要求する要件を満たす必要。
- ・ EUは、動物用医薬品関連の要件として、輸出先国に対して以下を要求。
 - ①畜水産物等における残留物質のモニタリング、②抗菌薬やホルモン剤等の使用禁止

残留物質等モニタリング

・EUへの輸出向けに認定された施設(と畜場、生産農場、養殖場等)で、都道府県等の職員が筋肉、内臓、尿、血清等をサンプリング。

・次の項目からランダムに検査を実施。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ スチルベン類 | ☐ ニトロフラン類 |
| ☐ 抗甲状腺薬 | ☐ ニトロイミダゾール類 |
| ☐ ゼラノール誘導体 | ☐ 抗菌性物質 |
| ☐ ステロイド類 | ☐ 殺虫剤等 |
| ☐ β 作動薬 | ☐ 農薬 |
| ☐ クロラムフェニコール | ☐ 汚染物質 など |

・モニタリングの結果については、毎年EUに報告するほか、EUの基準値を超過している場合は、当該施設からの輸出を一時停止し、原因の調査、再発防止策の実施等を行う。

※ 現在、日本からEUに輸出実績があるのは牛肉及び水産物。
EUへ輸出される可能性がある生産者は、
右記の抗菌剤やホルモン剤の使用を取りやめるとともに、
動物用医薬品の使用を確実に記録する必要。

使用禁止薬剤

・残留の有無に関係なく、以下のEU等で使用が禁止されている薬剤を1度でも使った動物由来の畜水産物はEU等に輸出できない。

抗菌剤

薬剤耐性対策として、以下の抗菌剤は生涯使用不可(第三国には**2026年9月3日**から適用)

- ①EUにおいて人医療に使用が限定されている抗菌剤
- ②成長促進目的で使用される抗菌剤

国内承認薬等：(牛)ホスホマイシン (鶏)一部の抗菌性飼料添加物
(水産動物)ホスホマイシン

成長促進作用のあるホルモン剤

成長促進作用のあるホルモン剤の使用を制限するため、以下の成分を含む薬剤はあらゆる目的で生涯使用不可

- ①スチルベン類 ②抗甲状腺薬
- ③エストラジオール17 β 及びそのエステル誘導体
(発情同期化や治療目的でも使用不可)

国内承認薬等：(牛)エストラジオール安息香酸エステル
(鶏、水産動物)該当なし

※肥育など成長促進目的の国内承認薬はありません。

その他

EU規則第37/2010号の表2に掲げられている物質は生涯使用不可
(発がん性等が確認されているもの)

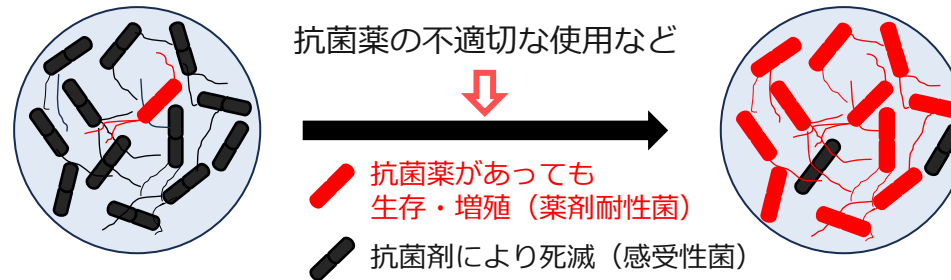
国内承認薬等：該当なし

上記の薬剤を使用していないことを確認できない場合は、
輸出に必要な衛生証明書を発行することができない。 34

薬剤耐性と国際的な流れ

薬剤耐性とは？

- 薬剤耐性 (AMR: Antimicrobial resistance) とは、抗菌薬等の抗微生物剤 (antimicrobials) に対する抵抗性のこと。
- 抗菌薬が効かない細菌 (薬剤耐性菌) は自然界に一定数存在するが、抗菌薬の使い過ぎなど不適切な使用により均衡が崩れて増加すると、人や動物の細菌性感染症の治療を困難にするため、世界的な問題となっている。

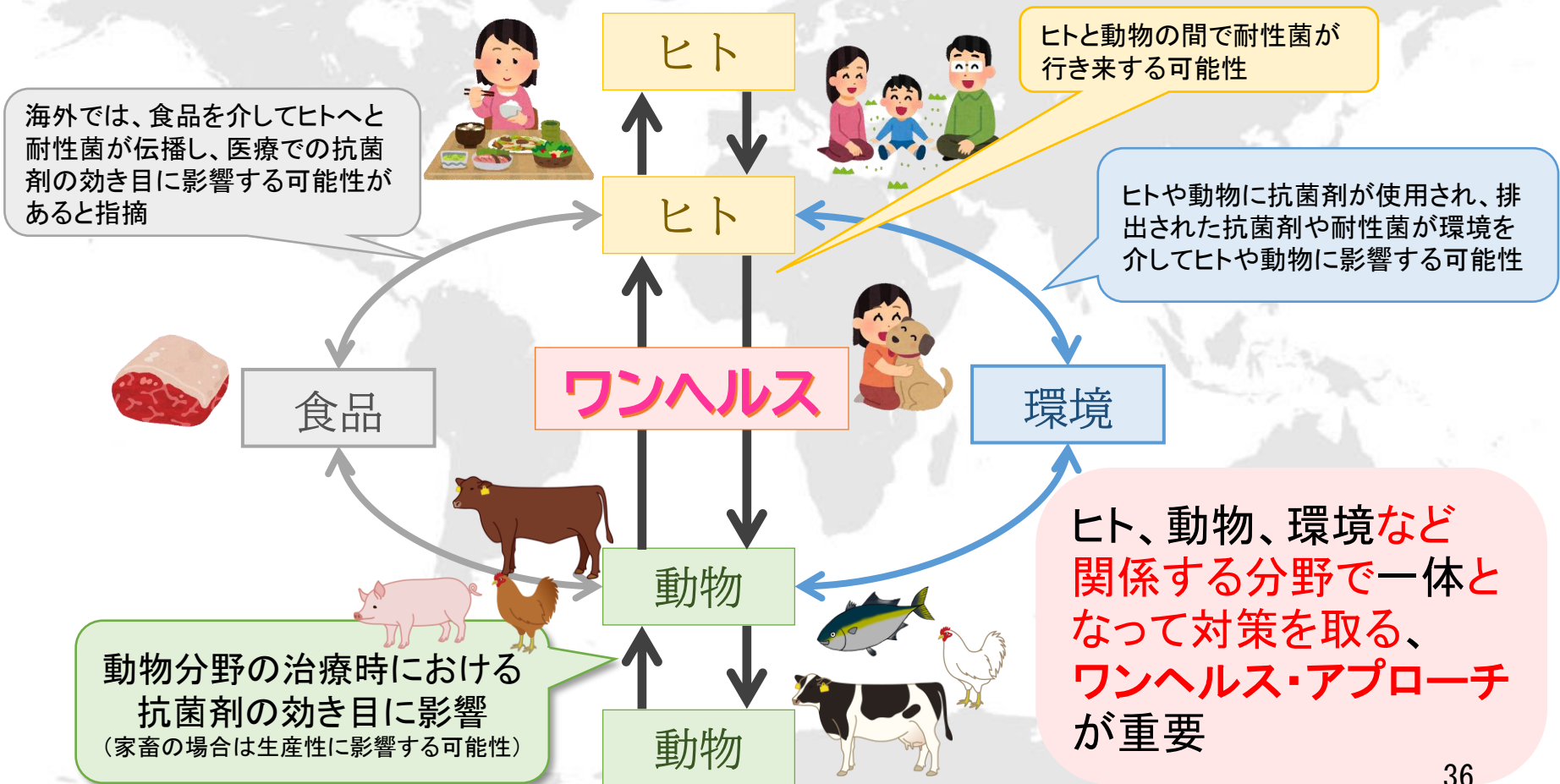


国際的な流れ

- 2015年5月に国際保健機関 (WHO) が薬剤耐性に係る国際行動計画を採択し、加盟国に対し2年以内に各国の国家行動計画 (アクションプラン) を策定するよう要請。
- これを受けて、わが国でも、ワンヘルス・アプローチの考えに基づき、人や動物などの各分野において5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画 (アクションプラン) を、2016年4月に策定 (関係閣僚会議決定)、2023年に見直しが行われた。
- 2024年9月に国連総会薬剤耐性に係るハイレベル会合が開催され、農業食料システムの中で、抗菌薬の使用量を有意に削減する努力をすること等が政治宣言に盛り込まれた。

薬剤耐性問題と動物分野の関わりは？ - ワンヘルス・アプローチ -

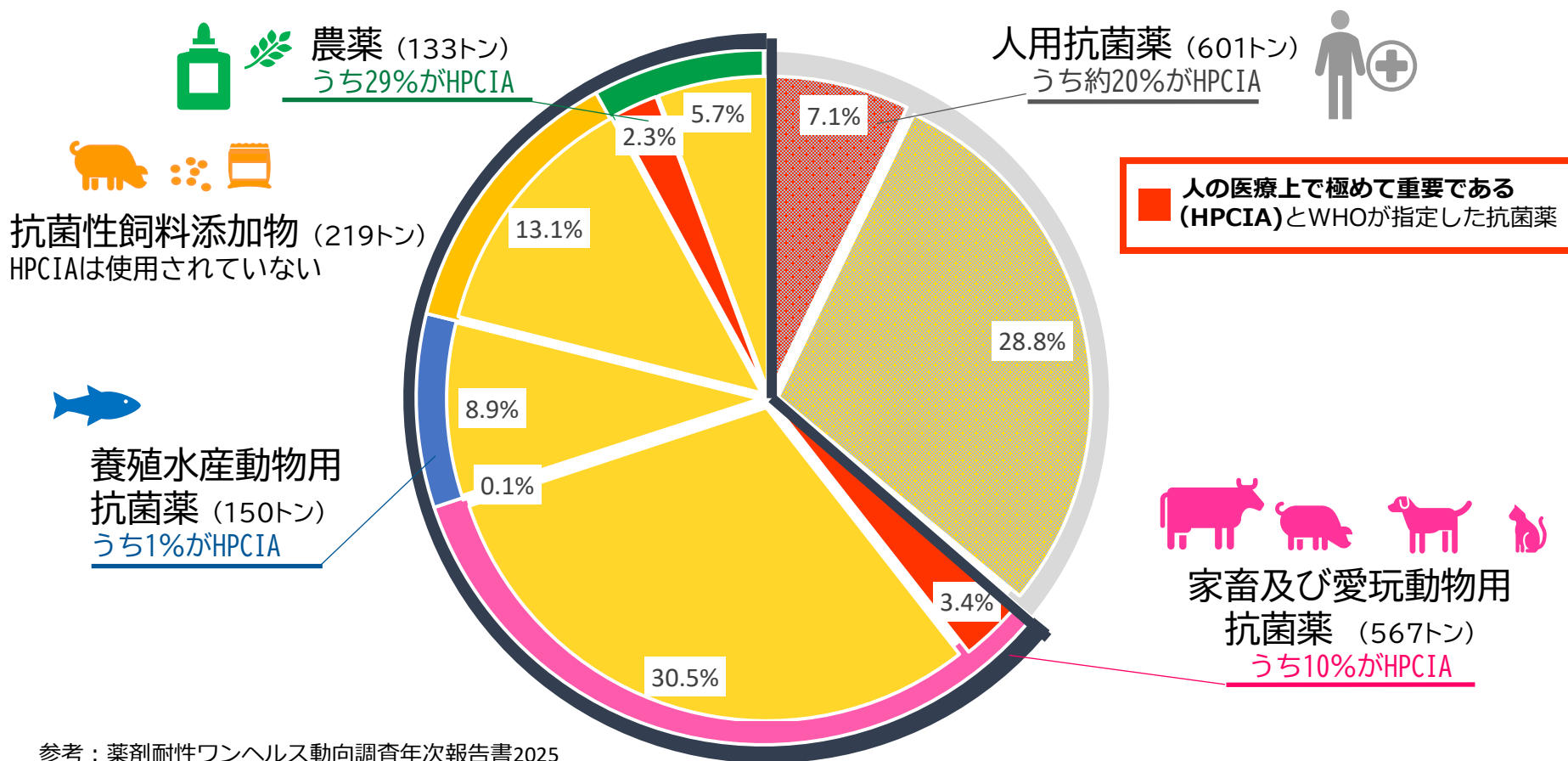
- 動物分野では、抗菌剤を動物用医薬品や飼料添加物として使用。これらの資材は、動物の健康を維持し、良質な畜産物の安定供給のために必要不可欠。
- 薬剤耐性菌は、人の医療で問題となるほか、動物分野での抗菌剤の不適切な使用により薬剤耐性菌が増加すると、動物の治療を困難にするだけでなく、人に伝播すれば人の感染症の治療を困難にすることが懸念。



【参考】我が国全体の抗菌剤販売量に占める割合(2023)

WHO
CIA List 7th Ver

- 我が国全体の抗菌剤販売量において、農林水産分野が占める割合は約7割。
- 世界保健機関（WHO）が人の医療で極めて重要な位置づけである（HPCIA）と指定した抗菌薬に、畜産及び愛玩動物分野では全体の4%が相当。
- 抗菌性飼料添加物については、食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえて、人の健康に影響を及ぼす可能性があると考えられたものの指定を取り消しているため、該当するものはない。



薬剤耐性対策行動計画 (アクションプラン) 2023-2027

- AMRに起因する感染症による疾病負荷のない世界の実現を目指し、**AMRの発生をできる限り抑える**とともに、**薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止**するための対策をまとめたもの。
- 従来の取組及び国際的動向を踏まえ、2023年4月に改定。
- **6分野（①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗微生物剤の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力）の目標に沿って、具体的な取組を記載するとともに、計画全体を通しての成果指標（数値目標）を設定。**

微生物の薬剤耐性率

関連動物に	指標	2020年			2027年(目標値)		
	大腸菌の各薬剤に対する耐性率	牛	豚	鶏	牛 新	豚 新	鶏 新
	テトラサイクリン耐性率	19.8%、	62.4%、	52.9%	20%以下、	50%以下、	45%以下
	第3世代セファロスポリン耐性率	0.0%、	0.0%、	4.1%	1%以下、	1%以下、	5%以下
	フルオロキノロン耐性率	0.4%、	2.2%、	18.2%	1%以下、	2%以下、	15%以下

抗微生物剤の使用量

関連動物に	指標	2020年	2027年（目標値）
	畜産分野の動物用抗菌剤の全使用量 新	626.8 トン	15%減(2020年比)
	畜産分野の第二次選択薬（※）の全使用量 新 ※第3世代セファロスポリン、15員環マクロライド（ツラスロマイシン、ガミスロマイシン）、フルオロキノロン、コリスチン	26.7 トン	27 トン以下に抑える

薬剤耐性対策行動計画(2023-2027)での主な新規・強化する取組(農林水産分野抜粋)

普及啓発・教育(目標1)

- ・情報提供基盤(ウェブサイト)の運営、ソーシャル・ネットワーキング。サービス(SNS)やメディアを通じた情報発信
- ・薬剤耐性(AMR)に関する意識・態度・行動に関する定期調査の実施
- ・家畜防疫員、臨床獣医師を対象とした講習会・研修会の実施、充実

動向調査・監視(目標2)

- ・畜産分野に加え、水産分野及び愛玩動物分野の薬剤耐性動向調査の充実
- ・収集した菌株について全ゲノム解析を実施し、遺伝子情報を引き続き継続
- ・畜産分野の動物用抗菌剤の農場ごとの使用量を把握するための体制確立

強化

強化

新規

感染予防・管理(目標3)

- ・家畜用、養殖水産動物用及び愛玩動物用のワクチンや免疫賦活剤等の開発・実用化の推進
- ・養殖管理における優良事例を都道府県に対して共有するとともに、養殖水産動物用の動物用抗菌剤を使用する際の魚類防疫員等による養殖衛生管理・水産医薬品の適正指導体制の強化

強化

抗微生物剤の適正使用(目標4)

- ・食品安全委員会によるリスク評価結果を踏まえた、リスク管理措置策定指針に基づくリスク管理措置の策定及び適確な実施(承認・指定の取消し、一時使用禁止、使用できる家畜の範囲や期間の縮小、動向調査の強化等)
- ・獣医師・生産者等に対する一層の遵守・指導の徹底及び獣医師、生産者、愛玩動物の飼い主等向け普及・啓発ツール(パンフレット、リーフレット等)の内容の充実

強化

強化

研究開発・創薬(目標5)

- ・適切な動物用抗菌性物質の使用を確保するため、迅速かつ的確な診断手法の開発のための調査研究の実施

強化

国際協力(目標6)

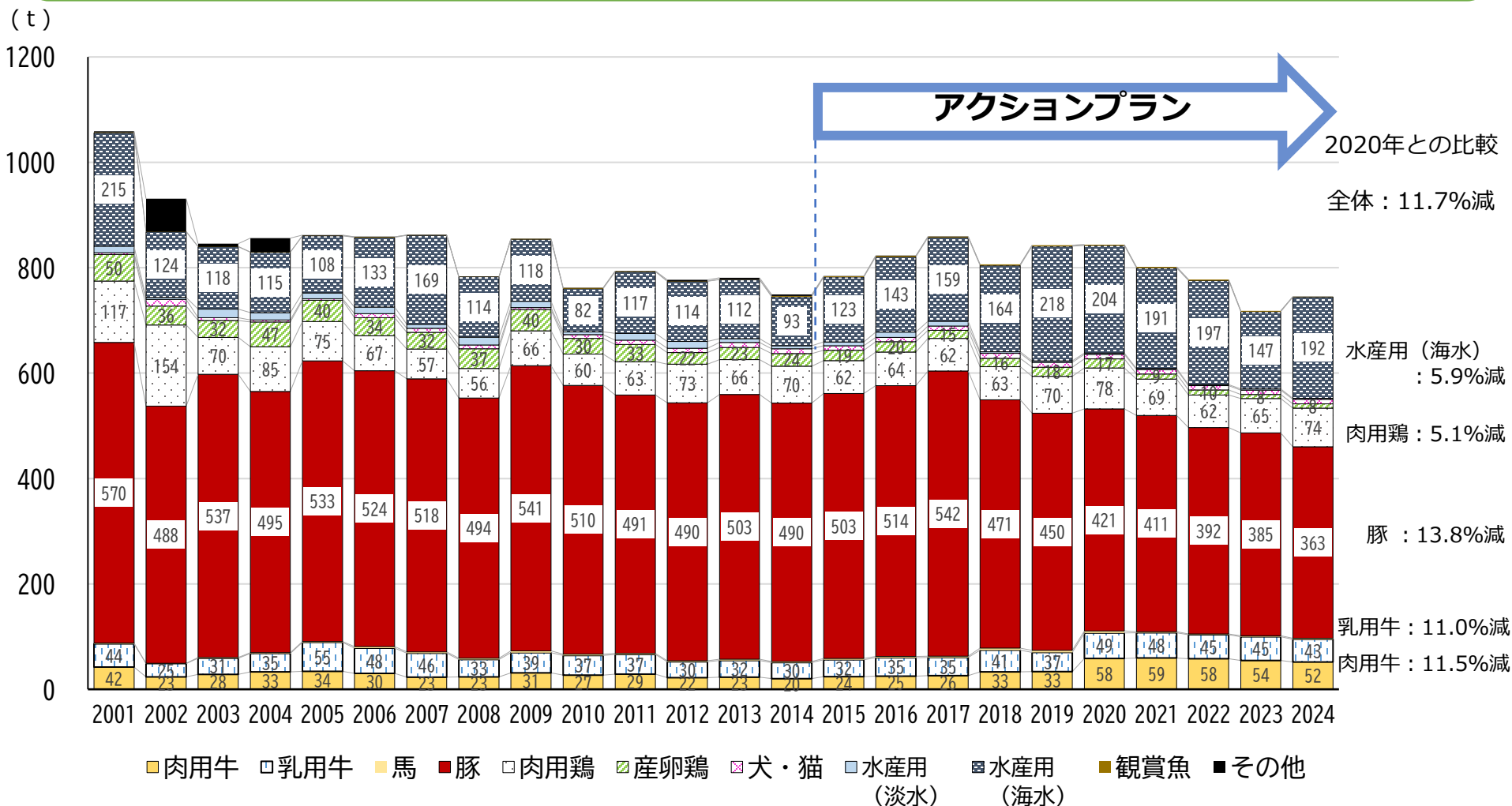
- ・国際連合食糧農業機関(FAO)及び国際獣疫事務局(WOAH)の薬剤耐性(AMR)に対する取組への支援

畜産分野における薬剤耐性対策のポイント(アクションプランに基づく対策強化)

分野	取組	分野	取組
1. 普及啓発・教育	・ 畜水産関連の生産者団体等と意見交換 ・ 普及・啓発ツールの作成 ・ 獣医系大学の学生への普及啓発講義（2019年度～） ・ 各種業界誌等にリーフレットや記事を掲載 ・ イベント等での普及啓発	4. 適正使用	・ 人の健康への影響が無視できない抗菌剤は、飼料添加物として指定取消。（2021年6月に評価終了） ✓ 硫酸コリスチン、バージニアマイシン（2018年7月） ✓ リン酸タイロシ（2019年5月） ✓ クロルテラサイクリン、アルキルトリメチルアンニウムカルシウムオキシテラサイクリン（2019年12月） ・ 養殖魚への抗菌薬の使用に専門家が関与する仕組みを導入（2018年1月～）
2. 動向調査・監視	・ 薬剤耐性菌の実態調査の強化。 ✓ 愛がん動物、養殖魚における全国的な動向調査を開始（2017年度～） ・ 人医療分野とのデータの相互利用。	 	
3. 感染予防・管理	・ 飼養衛生管理の徹底による衛生水準の向上やワクチンの実用化・使用促進等を通じて、感染症を予防し、抗菌剤の使用機会を削減。	5. 研究開発	・ 簡易迅速検査法やワクチン開発
		6. 国際協力	・ アジア地域への技術協力の強化 

動物用抗菌薬の販売量の推移

- 動物用抗菌薬の販売量は、2001年をピークに減少。近年は横ばい。
- 最も販売量が多い畜種は豚だが、2017年を境に減少。



【参考】動物用抗菌性物質製剤および抗菌性飼料添加物のリスク管理措置

2026年9月

- 動物用抗菌性物質製剤は、家畜の感染症の治療のために使用される。一方、抗菌性飼料添加物は、飼料中の栄養成分を有効利用し、家畜の健全な発育を促すために使用される。
- 人用抗菌性物質の有効性に影響を及ぼすことのないよう、食品安全委員会にリスク評価を依頼し、評価結果を踏まえてリスク管理措置を実施。抗菌性飼料添加物については2021年6月に全ての評価が終了し、7種類の抗菌性飼料添加物の指定を取消。

動物用抗菌性物質製剤

リスクの推定区分	リスク管理措置の例
高度（0）	承認取消し 等（0）
中等度（11）	第二次選択薬としての使用の徹底 等（11）
低度（21）	モニタリングの継続 等（42）
無視できる程度（5）	
評価不要（1）	

中等度（11）【】内は畜種（）内は成分数

ガミスロマイシン製剤*¹【牛豚】（1）
セフトフル製剤【牛豚】（1）
セフキノム製剤【牛豚】（1）
ツラスロマイシン製剤*¹【牛豚】（1）
フルオロキノロン系合成抗菌剤【牛豚鶏】（6）
硫酸コリスチン製剤*²【牛豚鶏】（1）

評価不要*³（1）

ナイカルバジン

今後、6系統（14成分）の抗菌性物質を評価予定*⁴

低度（21）および無視できる程度（5）

（低度）

スルファミド系合成抗菌剤（配合剤）【牛豚鶏】（4）
テトラサイクリン系抗生物質【牛豚鶏】（3）
ピルリマイシン製剤【牛】（1）
マクロライド系抗生物質【牛豚鶏】（6）
アミノグリコシド系抗生物質【牛豚鶏】（6）
ホスホマイシン系抗生物質【牛】（1）
（無視できる程度）
スルファミド系合成抗菌剤（単剤）【牛豚鶏】（3）
ビコザマイシン製剤【牛豚鶏】（1）
フロルフェニコール製剤【牛豚】*⁵（1）

抗菌性飼料添加物

リスクの推定区分	リスク管理措置の例
高度（0）	指定の取消し（5） （必要に応じて、指定取消しまでの経過期間を設定）
中等度（2）	
低度（3）	
無視できる程度（13）	モニタリングの継続（17）
評価不要（4）	

中等度（2）および低度（3）

（中等度）
①バージニアマイシン
②硫酸コリスチン
（低度）
①リン酸タイロシン
②クロルテトラサイクリン
③アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン

評価不要*³（4）

アンプロリウム エトパベート クエン酸モランテル ナイカルバジン

無視できる程度（13）

①モノシナトリウム ⑧アビラマイシン
②ノシヘプタイド ⑨エンラマイシン
③センデュラマイシンナトリウム ⑩ハロゲン化ナトリウム
④ラロシドナトリウム スルホン酸カルシウム*⁶
⑤カリマイシンナトリウム ⑪ビコザマイシン
⑥ナラシン ⑫亜鉛バシトラシン*⁶
⑦フラボ・フォスフォール ⑬スルファキノキサリン

*¹ 牛用製剤としてのリスクの推定区分は「低度」とされたが、適正使用の確保等の徹底が必要とされたことから、引き続き第二次選択薬としての使用を徹底

*² R3.2に実施された評価では、リスクの推定区分は「中等度」から「低度」に変更となったが、適切なリスク管理措置を前提としているためリスク管理措置は変更せず継続

*³ 「薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる」と食品安全委員会から回答があり評価不要とされた

*⁴ 動物用抗菌性物質製剤では評価未実施のものについてもモニタリング等を実施

*⁵ 牛用・豚用製剤のみ評価済み。鶏用製剤については未評価

*⁶ 取り扱い事業者から、今度販売の見込みがない旨申し出があったことから、R8.3に指定を取り消した

獣医師の活動分野

- ・ 獣医師の活動分野は広く、小動物診療分野（ペット）、産業動物分野（家畜）、人の公衆衛生分野と多岐にわたる。
- ・ 産業動物分野には①産業動物の診療獣医師と②農林水産分野の公務員獣医師が存在。

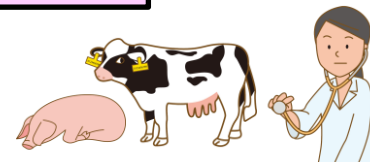
○ 分野別獣医師の数 (単位：人)

		令和6年	割合 (%)
活動獣医師	産業動物診療	4,312	10.9
	農林水産分野	3,117	7.9
	公務員 公衆衛生分野	5,053	12.7
	その他	463	1.2
	小動物診療	16,717	42.1
	その他の分野	5,757	14.5
	小 計	35,419	89.3
獣医事に従事しない者 (無職含む)		4,245	10.7
合 計		39,664	100

① 産業動物獣医師 (約 2 割)

1) 産業動物診療獣医師

家畜の診療に従事



2) 農林水産分野公務員獣医師

公務員として家畜伝染病の予防やまん延防止に従事



② 公衆衛生分野公務員獣医師

公務員としてと畜場の食肉検査や動物の愛護・管理等に従事



③ 小動物診療

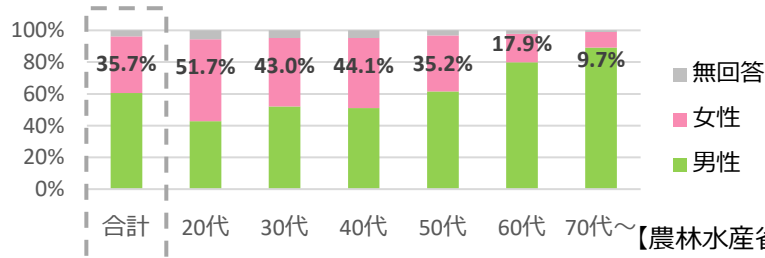
犬、猫等のペットの診療に従事



④ その他の分野

大学の教員、動物用・人体用医薬品の開発、海外技術協力などに従事

○ 参考) 年代別男女比



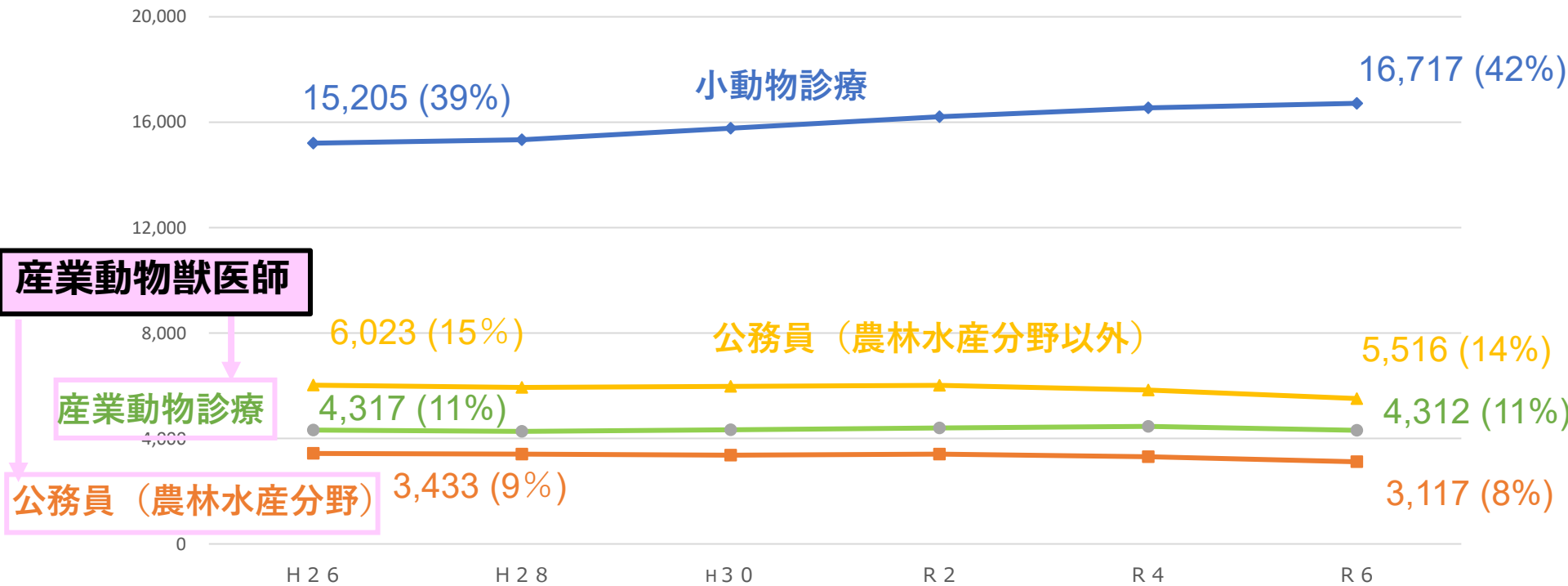
(参考) 愛玩動物看護師登録者数30,744名 (令和8年8月3日時点)

獣医師の活動分野の推移

過去10年間で、

- ・ 小動物診療獣医師の割合は増加傾向（平成26年：39%、令和6年：42%）
- ・ 産業動物獣医師の割合は横ばい（平成26年：11%、令和6年：11%）

（単位：人）



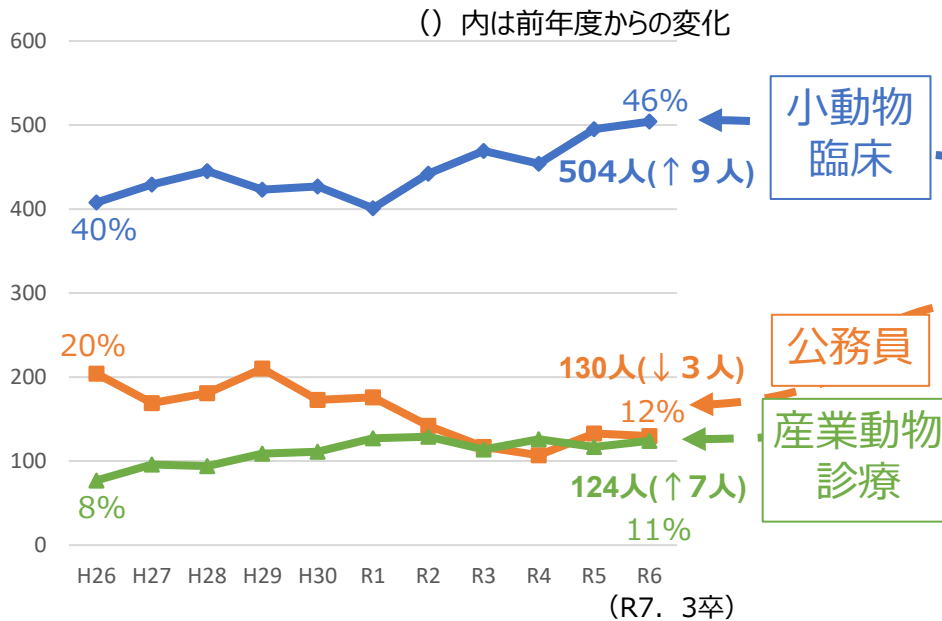
注：（）内は各年度の獣医師総数に占める割合（%）

【農林水産省調べ】

獣医師の推移(就職動向)

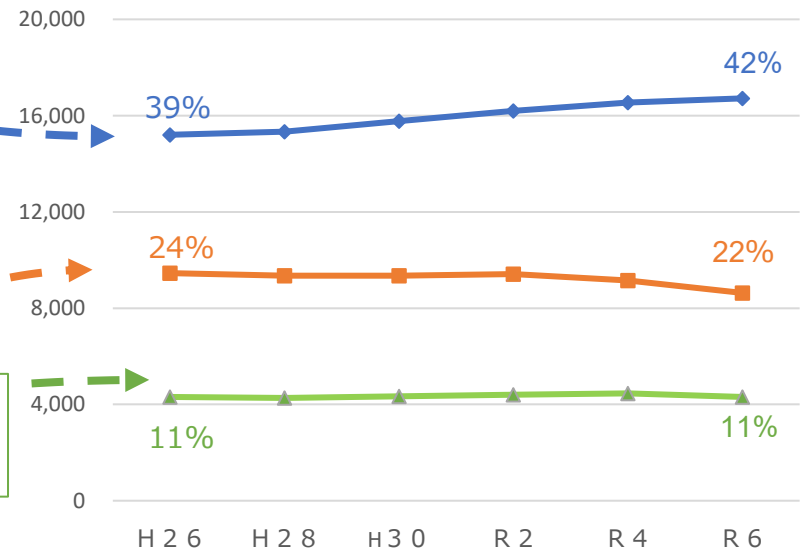
- 犬猫の頭数が減少か横ばいという傾向の中、近年、新卒獣医師は45%程度が小動物診療に就職。一方で近年の産業動物診療就業者は10%程度。社会から獣医師に求められる職域と就業の希望先には乖離がある。
- ⇒ 産業動物獣医師を志す獣医学生への修学資金や産業動物分野を知る機会となる臨床実習等の実施を支援する。

○ 獣医大学卒業者の就職状況の推移



【農林水産省調べ】

○ 分野別獣医師の数



【農林水産省調べ】

注：獣医大学卒業者には獣医師免許未取得者を含む

注：グラフ内記載の%は各年度の卒業生数に占める割合

注：公務員には、農林水産分野、公衆衛生分野、その他の分野の公務員を含む

注：グラフ内記載の%は各年度の獣医師総数に占める割合

注：公務員には、農林水産分野、公衆衛生分野、その他の分野の公務員を含む

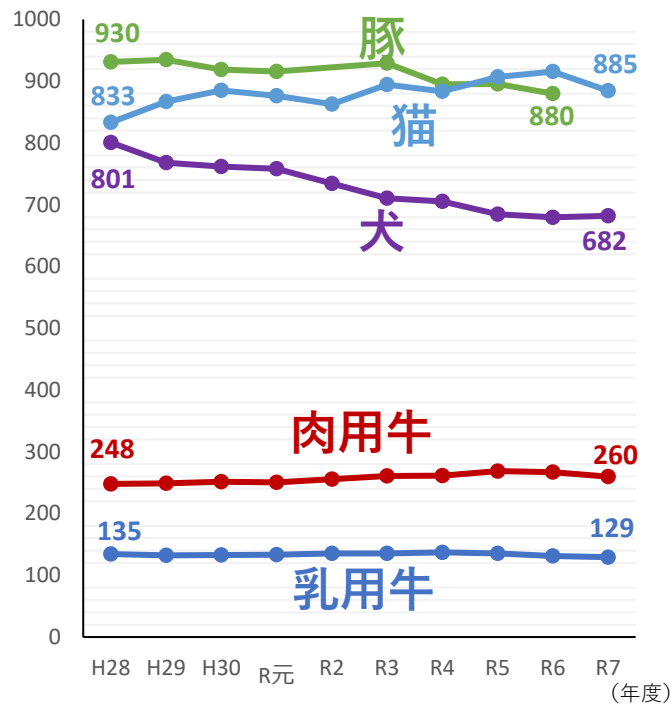
獣医学生等の就業を誘導する支援

- 産業動物獣医師への就業を志す、獣医学生等に修学資金を給付する地域への支援を行う。
- 獣医学生に対する産業動物診療や家畜衛生行政についての臨床実習等への支援を行う。

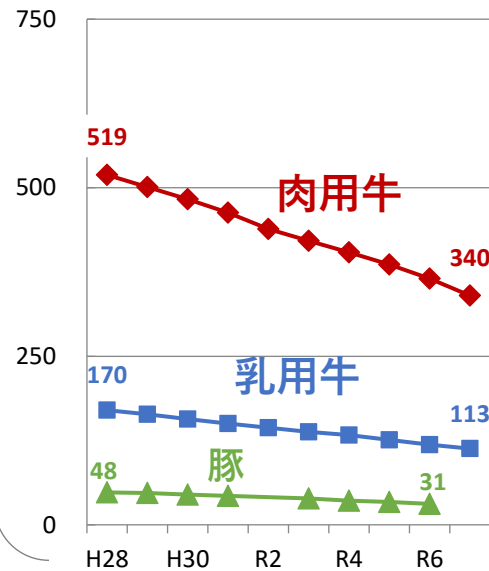
獣医療の対象となる動物や飼養者の状況

- ・ 家畜の頭数は横ばいか微減傾向だが、農家戸数は減少し大規模化が進展。
一般診療だけでなく衛生管理指導など獣医療へのニーズも変化。
 - ・ 犬猫の頭数は減少傾向か横ばいだが、平均寿命が延長、動物や飼養者の高齢化に伴いニーズが変化。
- ⇒ 家畜の遠隔診療や管理獣医療、高度獣医療に関する研修等を支援。

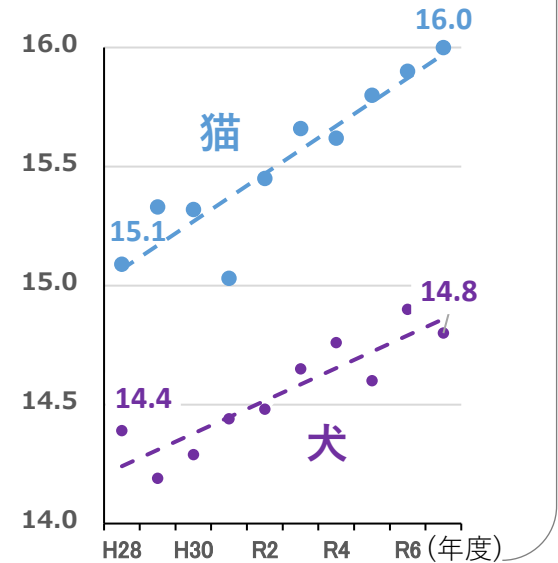
○ 飼育動物の飼養頭数（万頭）



○ 家畜の飼養戸数（百戸）



○ 一般家庭の犬猫の平均寿命（才）



【犬・猫の飼養頭数・平均寿命：ペットフード協会調べ】※令和3年度調査において推計方法を改定（改定した推計方法により平成25年度以降の推計頭数を再計算）

【家畜の飼養頭数・飼育戸数：農林水産省調べ】※各年2月1日。牛の飼養戸数において令和2年から統計手法が変更されている。平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため豚に比較できるデータがない。

獣医師の技術向上などへの支援

- 情報通信機器を用いた診療の試行的な導入などを支援。
- 産業動物分野における管理獣医師育成のための長期研修等、現場で必要とされている知識・技術向上のための卒後研修等の支援。

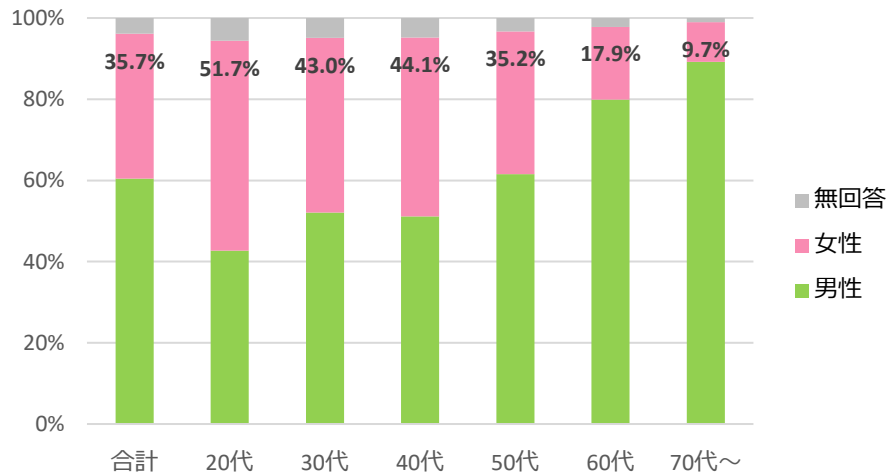
獣医師の女性比率

- ・ 4割弱が女性獣医師。年代が若いほど女性の割合が高く、20代は5割を超えている。
 - ・ 結婚や出産、子育てを理由に離職し、長期離職による技術力への不安等により再就職をためらう者も。
 - ・ 特に産業動物分野では、女性獣医師比率が低い。
- ⇒ 復職や女性獣医師が活躍できる職場環境の整備を支援が必要

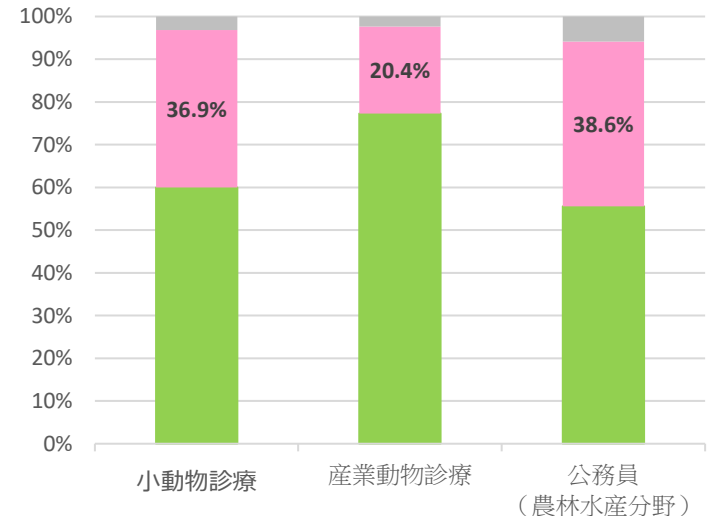
獣医事に従事する獣医師の男女比

【農林水産省調べ（R6年12月末現在）】

年代別男女比（全活動分野）



活動分野別男女比



女性獣医師等の産業動物分野への就業支援

- 女性獣医師等のスキルアップ
職場復帰・再就職に当たって、最新の知識の習得や技術の向上を図るための研修を支援
- 雇用者の理解醸成
女性獣医師等の就業に対する理解を醸成するための講習を支援

獣医療提供体制の整備のための基本方針と都道府県計画

- 安全で良質な畜産物を安定供給するため、国が基本方針を策定しつつ、都道府県が具体的な目標を策定するなどし、国・都道府県が連携して社会ニーズに応え得る獣医療を提供する体制を整備。

基本方針（農林水産大臣）

公表

（現行基本方針令和2年5月）

- 産業動物獣医師（産業動物臨床獣医師及び都道府県の公務員獣医師）の確保
- 飼養衛生管理や防疫指導を実践する獣医師の養成
- 愛玩動物看護師との連携 等

国

都道府県計画（都道府県知事）

公表・報告

（46道府県：
令和8年4月時点）

基本方針に即して、具体的な目標を策定
（産業動物獣医師の確保に関する数値目標 等）

- ・ 都道府県における獣医療の実態把握
（家畜の飼養状況、産業動物獣医師数 等）
- ・ 生産者のニーズの把握 等

都道府県

国・都道府県が連携し獣医師や生産者等の
ニーズに応え得る獣医療を提供する体制を整備

産業動物獣医師の育成・確保等対策

令和8年度予算概算決定額：294百万円(273百万円)、令和7年度補正予算：28百万円

産業動物獣医師への就業を誘導する支援

- 1 産業動物獣医師への就業を志す、獣医学生※¹や地域枠入学者※²に修学資金を給付する地域への支援。修学資金は一定期間※³を産業動物獣医師として就業予定先で勤務することを条件とする。

※1 私立学生月額18万円（上限）・国公立学生月額10万円（上限）を給付

※2 獣医系大学が設定する、地域の産業動物獣医師に従事する意思を持った生徒の選抜枠により入学を許可された者
地域枠入学者には、大学入学時に納付する費用及び月額18万円（上限）を給付

※3 給付月額が5万円以下の場合は給付期間の5/4の期間（6年の場合7年6か月）、5万円を超え12万円以下の場合は給付期間の3/2の期間（6年の場合9年）、12万円を超える場合は給付期間の5/3の期間（6年の場合10年）

- 2 獣医学生への産業動物診療や家畜衛生行政についての臨床実習等の実施を支援。

獣医師の技術向上などへの支援

- 1 情報通信機器を用いた診療の試行的な導入などを支援。
- 2 産業動物分野における管理獣医師育成のための長期研修等、現場で必要とされている知識・技術向上のための卒後研修等の支援。
- 3 女性獣医師などの職場復帰・再就職・中途採用に向けたリスキリングのための研修及び雇用者などの理解醸成のための講習等を支援（獣医師及び雇用者等対象）。

(参考)家畜の遠隔診療(産業動物獣医療の効率化と技術継承)

- ・ 離島等の地理的要因により、獣医師の頻繁な診療が困難な地域が存在。さらに、家畜診療所の統合等による往診距離の長距離化等を原因とし、診療効率の低い地域が発生（獣医師の勤務時間の約3割が移動）。
⇒ 農林水産省では、家畜の遠隔診療に関する考え方の通知の発出やモデル事業の支援を実施。

事例1:獣医師及び農家間

離島農家における子牛の下痢症の予後確認(脱水状況や糞尿の状態)をビデオ通話で実施、往診の要否を判断

脱水状況



糞の性状



農家が撮影

遠隔地の獣医師がビデオ通話で確認



獣医師

インターネット

事例2:獣医師間

農家が獣医師に動画を送付。若手獣医師がグループSNSでベテラン獣医師と同時共有・相談

- ⇒ 農家は早期の応急措置が可能。心理的不安が解消。
- ⇒ 獣医師は若手育成、組織的な知見集約が可能。



診療施設
獣医師



獣医師※

電子端末等で撮影



獣医師※ 農家

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）より抜粋

診療効率の向上や産業動物獣医師の確保により地域の獣医療提供体制を整備する必要があり、デジタル技術を活用した遠隔診療を推進する

cf. 愛玩動物については「愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針（令和6年12月27日付け6消安第5557号）」を参照ください

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/pet_telehealth-1.pdf)

愛玩動物看護師の概要

- ・ 獣医療の内容が高度化かつ多様化
- ・ 健康管理やしつけの重要性
- ・ 動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する**獣医療の普及向上**及び
適正飼養に寄与するため、
愛玩動物看護師を国家資格化（令和元年6月）

愛玩動物看護師法の主な内容

独占業務
（獣医師を除く）

- 業務
 - ・ 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の**診療の補助**
 - ・ 愛玩動物の**世話その他の看護**
 - ・ 愛玩動物の**愛護・適正な飼養に係る助言等**
- 対象動物：犬、猫、愛玩鳥（政令で定める種）
- 名称独占：
愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用禁止
- 免許及び登録：国家試験に合格し、主務大臣の免許を受けなければならない。
- 試験の実施及び受験資格：試験を毎年一回以上実施すること及び受験資格の規定
※主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣

愛玩動物看護師国家試験の結果

	第1回	第2回
試験日	令和5年2月19日	令和6年2月18日
受験者数	20,798人	6,797人
合格者数 (合格率)	18,481人 (88.9%)	4,666人 (68.6%)

	第3回	第4回
試験日	令和7年2月16日	令和8年2月15日
受験者数	5,736人	5,493人
合格者数 (合格率)	5,048人 (88.0%)	4,174人 (76.0%)

愛玩動物看護師登録者数 30,744人（令和8年8月3日時点）

※試験及び登録に関する事務は（一財）動物看護師統一認定機構が実施。

愛玩動物看護師国家試験受験資格及び試験スケジュール

- ・愛玩動物看護師に必要な知識及び技能について、毎年1回以上国家試験を実施
- ・現職者等への特例として、指定講習会又は予備試験により国家試験の受験資格を付与

令和8年4月～

10月

令和9年2月

4月

1. 通常ルート

2. 既卒・在学者ルート

3. 現任者ルート

主務大臣指定講習会

令和9年4月末までの特例措置

愛玩動物看護師
国家試験予備試験※

合格

愛玩動物看護師国家試験

合格

愛玩動物看護師資格（登録）

- 通常ルート：①大学で主務大臣が指定する科目を修めて卒業した者、
②基準を満たした養成所で、3年以上必要な知識・技能を習得した者、
③外国の関連学校を卒業等した者
（大学15校、専門学校70校（2026年3月時点））
- 既卒・在学者ルート：①法施行日以前に大学又は養成所で必要な知識・技能を履修し卒業等した者（既卒者）、②法施行日時点で大学又は養成所で修学中であり、法施行日以降に卒業等した者（在学者）
（大学11校、専門学校82校（2026年3月時点））
- 現任者ルート：愛玩動物看護師の業務（診療の補助を除く）に係る実務経験が5年以上の者等

愛玩動物看護師国家試験予備試験結果

	第1回	第2回	第3回	第4回
試験日	令和4年 11月6日	令和5年 10月1日	令和6年 10月6日	令和7年 10月5日
受験者数	9,841人	2,403人	1,671人	1,630人
合格者数 (合格率)	9,793人 (99.5%)	2,364人 (98.4%)	1,607人 (96.2%)	1,525人 (93.6%)

※最終予備試験（第6回予備試験）は令和9年2月に実施予定

(参考)獣医師法、獣医療法の概要

- ・ 獣医師法により、獣医師の免許や試験、業務等について規定。
- ・ 獣医療法により、診療施設の基準や獣医療提供体制の整備、広告の制限等について規定。

獣医師法（昭和24年法律第186号）

獣医師の任務等

獣医師は、飼育動物の診療、保健衛生の指導等により、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、公衆衛生の向上に寄与

獣医師免許

- ・ 獣医師免許を受けるための要件・欠格要件
- ・ 獣医師名簿への登録、免許証の交付
- ・ 獣医師免許の取消及び業務の停止

獣医師国家試験

- ・ 試験の目的、受験資格、試験科目
- ・ 獣医師の臨床研修

獣医師の業務

- ・ 獣医師でない者の診療業務の禁止
- ・ 診療及び診断書等の交付の義務
- ・ 保健衛生指導、獣医師の届出の義務 等

獣医事審議会

- ・ 獣医事審議会の設置 等

罰 則

獣医療法（平成4年法律第46号）

目 的

飼育動物の診療施設の開設及び管理に必要な事項、獣医療を提供する体制の整備に必要な事項を定めることにより、適切な獣医療を提供

診療施設の 構造・管理

- ・ 診療施設の開設の届出義務
- ・ 診療施設の構造設備基準
- ・ 診療施設の管理、管理者の遵守事項
- ・ 報告徴収、立入検査 等

獣医療提供 体制の計画 的な整備

- ・ 獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の制定
- ・ 獣医療を提供する体制の整備を図るための都道府県計画の制定
- ・ 診療施設整備計画の認定、日本政策金融公庫からの資金の貸付け 等

広告の制限

- ・ 獣医師又は診療施設の業務に関する広告の制限

その他 罰則等

牛トレーサビリティ制度について

○制度の目的

- ⇒ **BSEのまん延防止措置の的確な実施**
- ⇒ **牛の個体識別情報の提供の促進**

○制度の仕組みと担保措置

- ⇒ 牛の管理者は、牛が生まれたら**個体識別耳標を両耳に装着**
- ⇒ 管理者(農家等)やと畜者は、**出生・異動等を届出**
- ⇒ (独)家畜改良センターは、届け出られた牛の出生・異動等の情報を**データベース化(牛個体識別台帳)**
- ⇒ HP上で個体識別番号を入力すると**出生からと畜までの履歴等が検索可能**
- ⇒ 販売業者等は、牛肉等に個体識別番号を表示するとともにその取引を記録する帳簿の備え付けを実施
- ⇒ 制度の信頼確保のため、**立入検査やDNA鑑定等を実施**



個体識別番号を入力することにより、当該牛がいつ、どこで生まれ、育てられたかといった生産履歴情報を確認することができ、牛肉に対する信頼性の確保に寄与。

PCやスマホで検索
牛の個体識別情報検索サービス
<https://www.id.nibc.go.jp/top.html>



牛の月齢確認システム

英語版検索サービスも提供、牛の月齢も確認できます！

牛の個体識別情報検索サービス

トップページ >> 同意確認 >> 牛の個体識別情報

牛の個体識別番号10桁(半角)を入力して検索ボタンを押してください

出生の年月日・雌雄の別・母牛の個体識別番号
種別(品種)・飼養場所の履歴

検索

【個体情報】 2022年01月17日現在

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別
1000099999	2020.03.10	メス	1000088888	交雑種(肉専用種×乳用種)

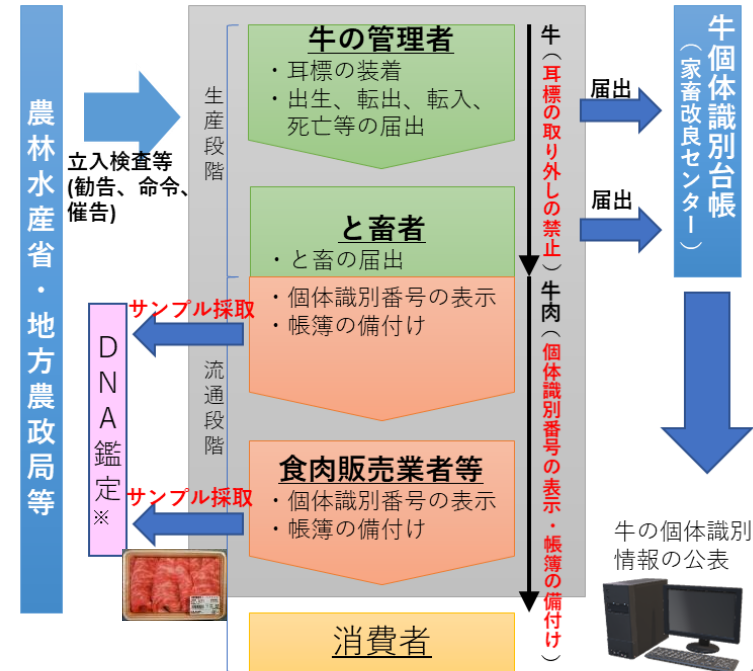
【異動情報】

異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		氏名または名称
		都道府県	市区町村	
1 出生	2020.03.10	A県	甲市	〇〇〇〇牧場
2 転出	2020.03.20	A県	甲市	〇〇〇〇牧場
3 搬入	2020.03.21	B県	乙町	□□家畜市場
4 取引	2020.03.21	B県	乙町	□□家畜市場
5 転入	2020.03.21	B県	丙町	△△ △△
6 転出	2021.12.25	B県	丙町	△△ △△
7 搬入	2021.12.25	B県	丁市	◇◇◇食肉卸売市場
8 と畜	2021.12.25	B県	丁市	◇◇◇食肉卸売市場

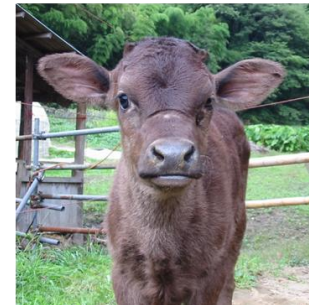
※上記の個体識別番号は実在しない個体識別番号となっています

注：異動情報のうち飼養施設所在地の市区町村名及び氏名または名称は、と畜者、管理者等からの同意を受けて公表しています(同意がない場合は空欄となります)。

制度の概要



耳標装着前の子牛



耳標装着後の子牛



牛トレーサビリティ制度(生産段階)について

○生産段階における主な対象者

1. 管理者(約4.2万戸)

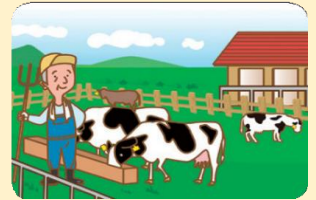
牛を飼養する農家(酪農・繁殖・肥育・預託等)のほか、公共牧場、共同育成センター及び繁殖センターの実質的に牛を管理する者が該当。

⇒ 牛の管理者は、①**出生・譲渡し等・譲受け等・死亡の届出**、②**耳標の装着**、③**耳標の取り外し等の禁止を遵守**する必要。

2. と畜者(140か所)

牛をとさつ・解体して牛肉(枝肉)を他者に引き渡す工程を行う者。

⇒ と畜者は、とさつした牛の**届出**、とさつした牛から得られた特定牛肉^{注1}の**個体識別番号等の表示・伝達**及び引渡しに関する事項の**記録・保存(帳簿の備付け)**を行う必要。



<参考>流通段階における主な対象者

1. 販売業者(約3万店)

牛肉の販売を行う事業者。枝肉や部分肉を販売する卸売業者、精肉を販売する小売店・スーパーマーケットなどが該当(牛肉を原材料とした製品を製造加工し、その卸売を行う製造業者や弁当等を調理し、その小売を行う中食業者等は対象外)。

⇒ 販売業者は、特定牛肉の販売に関して、①**個体識別番号等の表示**、②**帳簿の備付け(仕入れ及び販売)**を行う必要。

2. 特定料理提供業者(約7千店)

主として焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキを提供している事業者が該当。「主として」かどうかは、当該営業施設における仕入れ又は販売額の過半を占めているかどうか等を基準として判断。料理の提供を主たる事業としていないバーやスナック、特定料理^{注2}が一部メニューに限られているファミリーレストランなどは対象外。

⇒ 特定料理提供業者は、特定料理の提供に関して、①**個体識別番号等の表示**、②**帳簿の備付け(仕入れ)**を行う必要。



注1: 特定牛肉とは、個体識別台帳に記録されている牛から得られる牛肉であって、卸売り段階における枝肉や部分肉、小売り段階における精肉が該当し、内臓や舌、ひき肉、部分肉の整形過程で生じた小間切れ、牛肉を原材料とする製造・加工品や調理品を除く。

注2: 特定料理とは、焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキである。

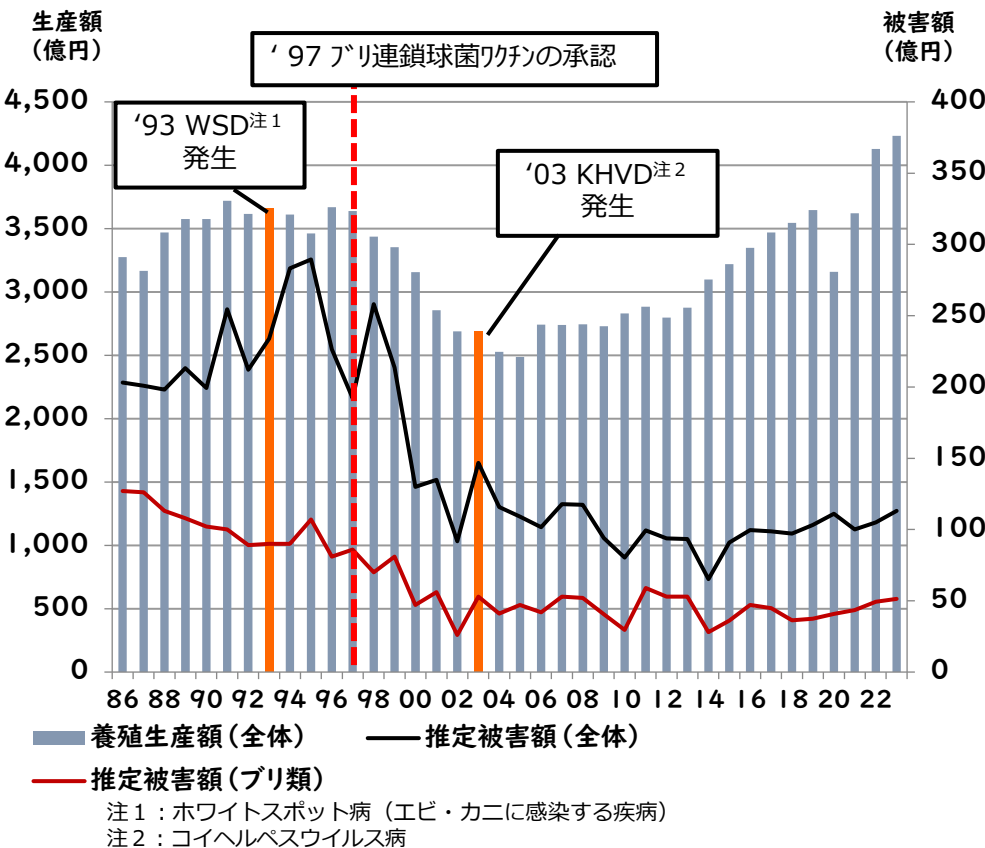
養殖水産物の疾病とその被害

○養殖魚に生じる疾病は、主にウイルス、細菌、寄生虫等により引き起こされる。

○我が国主要養殖品目の推定魚病被害額は約110億円、生産額に対する推定魚病被害額の割合は3%前後で推移。

○魚病被害詳細はHPに掲載 https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/disease/gyobyou_higai_jyoukyou.html

【魚病被害の推移（1986年～2023年）】



【魚病被害の内訳（2023年）】

主な魚種	生産額 (億円)	推定被害額 (億円)	生産額に対する被害額の割合	主な疾病	
				被害割合の順位	疾病名 (被害割合)
ぶり類	1,398	51	3.7 %	1位	ノカルジア症 (36%)
				2位	α溶血性レンサ球菌症 (21%)
				3位	レンサ球菌症 (未同定) (17%)
くろまぐろ	536	7	1.2 %	1位	α溶血性レンサ球菌症 (37%)
				2位	マダイリドウイルス病 (36%)
				3位	レンサ球菌症 (未同定) (9%)
まだい	724	11	1.5 %	1位	エドワジエラ症 (52%)
				2位	ピブリオ病 (12%)
				3位	滑走細菌症 (11%)

※生産額及び魚病推定被害額：

海面は、ぶり類、まだい、くろまぐろ、ぎんざけ、ふぐ類、くるまえば、しまあじ、ひらめ、まあじ及びその他の魚類、
内水面は、うなぎ、こい、あゆ、にじます及びます類（にじます以外）の合計。

魚病への対応

○持続的養殖生産確保法において、

- ・「国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾病」であり、
- ・「まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるもの」

を同法施行規則にて**特定疾病**として指定しまん延防止措置を規定するとともに、

特定疾病のうち、**水産資源保護法**施行規則に**輸入防疫対象疾病**として指定した疾病にかかるおそれのある水産動物等に対し、輸入許可制度を規定。

○水産基本計画において、養殖業の成長産業化に向け、**疾病対策の推進**について記載。

○農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略において、輸出重点品目として、養殖6品目（ぶり、たい、ホタテ貝、牡蠣、真珠、錦鯉）選定。



国内に発生・まん延しておらず、重大な損害を与える疾病への対応

○疾病の侵入防止に向けた**輸入防疫の実施** （二国間の協議、検疫）

○疾病が侵入した場合の**まん延防止措置の実施** （早期発見・届出、検査、発生時の防疫措置）



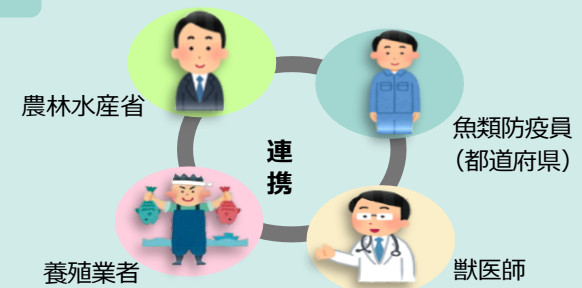
国内に定着している疾病への対応

○衛生管理の徹底等、**疾病の発生予防**に重点を置いた対策の推進

○水産用医薬品の研究・開発・迅速な供給と**適正使用啓発の促進** （新たなワクチンの技術開発、抗菌剤に頼らない養殖生産体制を推進）

○診療体制の整備

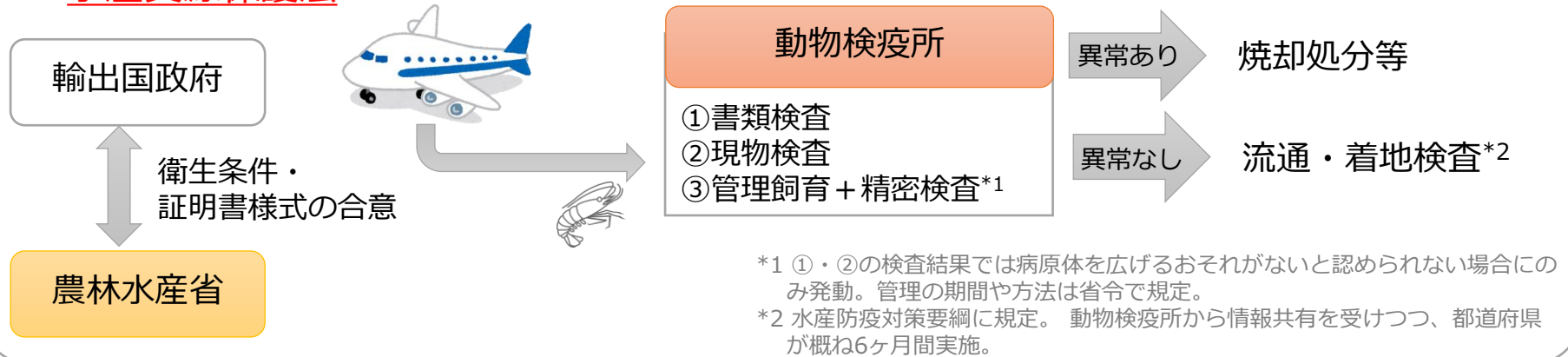
（魚病研究・技術開発、魚病に詳しい獣医師の養成、遠隔診療の積極活用の推進）



水産防疫体制

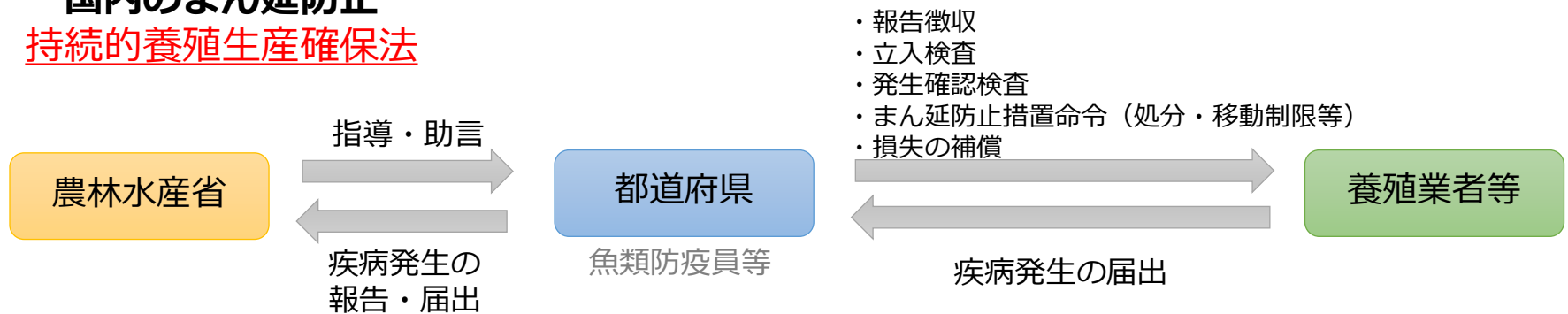
海外からの侵入防止

水産資源保護法



国内のまん延防止

持続的養殖生産確保法



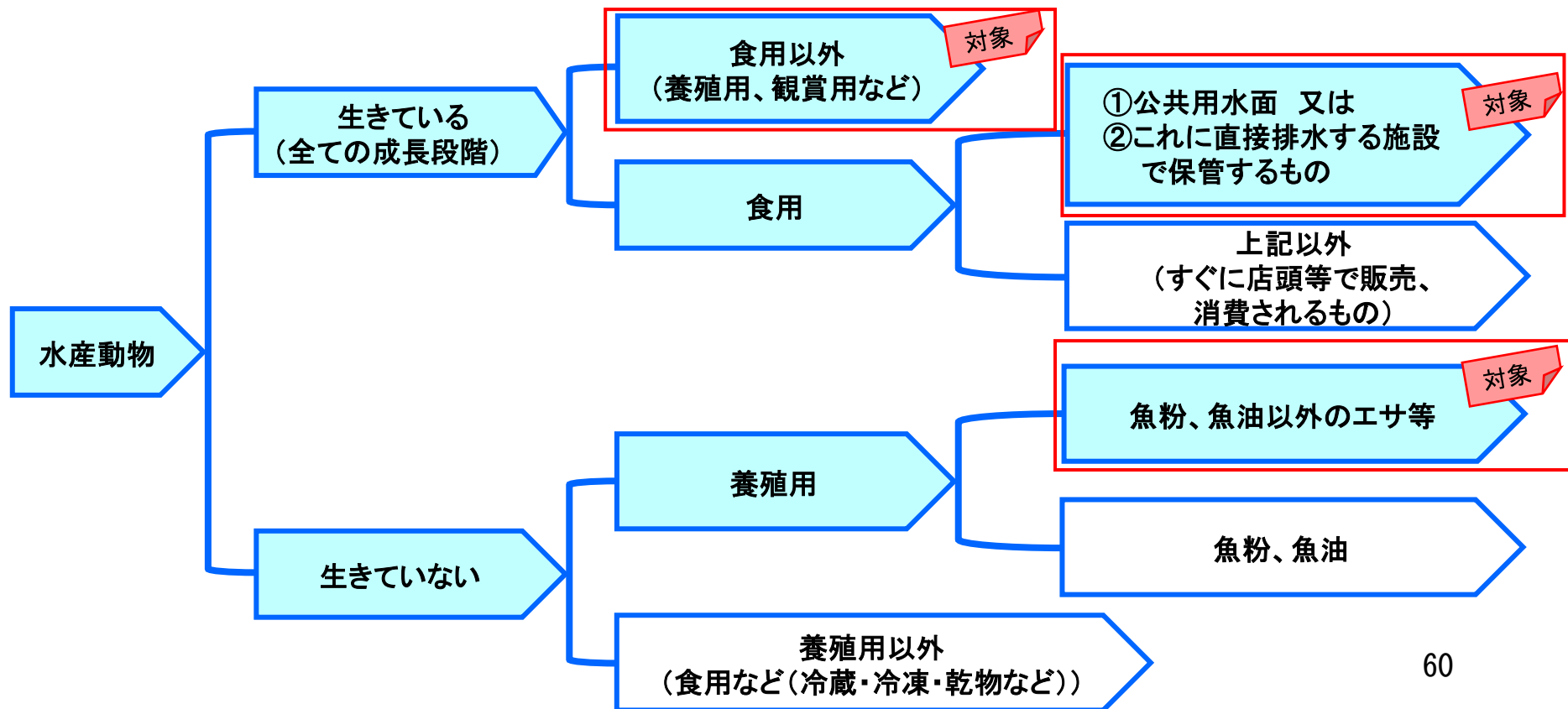
- 上記の法令に加え、**水産防疫対策要綱**において、情報収集・研究・人材育成・リスク評価の実施等の**基本的な体制・方向性**のほか、**具体的な防疫措置及び病性鑑定指針**を規定。
- **具体的な防疫措置**として、**水際防疫**（検疫、着地検査等）、**発生予防**（衛生対策、サーベイランス等）、**まん延防止措置**（早期発見・届出、検査、発生時の防疫措置等）について手続や留意事項について記載。
- その他、コイヘルペスウイルス病及びマボヤの被囊軟化症については、**個別に防疫対策指針**を策定。

輸入防疫及び国内防疫の対象水産動物及び対象疾病

	対象疾病	対象動物
魚類 (9疾病)	流行性造血器壊死症	さけ科魚類
	レッドマウス病	さけ科魚類、こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、ないうていらびあ
	マダイのグルゲア症	まだい
	コイヘルペスウイルス病	こい
	サケ科魚類のアルファウイルス感染症	さけ科魚類
	ピシリケッチア症	さけ科魚類
	コイ春ウイルス血症	こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ
	ウイルス性出血性敗血症（IVa型を除く）	さけ科魚類
	旋回病	さけ科魚類
甲殻類 (11疾病)	急性肝臓壊死症	くるまえばい、しろあしえび、うしえび、こうらいえび
	エビの潜伏死病	くるまえばい、しろあしえび、うしえび、こうらいえび、おにてながえび
	鰓随伴ウイルス病	くるまえばい科えび類の一部
	伝染性皮下造血器壊死症	くるまえばい科えび類
	伝染性筋壊死症	くるまえばい科えび類の一部
	壊死性肝臓炎	くるまえばい科えび類
	モノドン型バキュロウイルス感染症	くるまえばい科えび類の一部
	バキュロウイルス・ペナエイ感染症	くるまえばい科えび類
	タウラ症候群	くるまえばい科えび類
	イエローヘッド病	くるまえばい科、さくらえび科あきあみ属、てながえび科えび類
	十脚目イリドウイルス病	くるまえばい科、てながえび科えび類
貝類等 (4疾病)	アワビヘルペスウイルス感染症	あかあわび、うすひらあわび、とこぶし、ふくとこぶし
	カキヘルペスウイルスμVar感染症	まがき属かき類
	パーキンサス・クグワディ感染症	ほたてがい
	マボヤの被嚢軟化症	まぼや

輸入許可対象水産動物

魚類	さけ科魚類、こい、ふな属魚類（きんぎょ等）、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ、 ないるていらびあ、まだい
甲殻類	くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類
貝类等	あかあわび、うすひらあわび、とこぶし、ふくとこぶし、 まがき属かき類、ほたてがい、まぼや



持続的養殖生産確保法、水産資源保護法の概要

持続的養殖生産確保法

(平成11年法律第51号)

目 的

養殖漁場の改善の促進、養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、養殖業の発展と水産物の供給の安定に資すること

特定疾病のまん延防止

- ・ 発見時の知事への届出義務
- ・ 大臣への報告及び関係知事への通報
- ・ 移動制限、又は禁止の命令
- ・ 焼却、埋却等の命令
- ・ 損失の補償

報告及び立入検査

- ・ 報告の徴取
- ・ 養殖漁場等への立入検査

魚類防疫員等

- ・ 魚類防疫員の指名
- ・ 魚類防疫協力員の委嘱

試験研究の推進

- ・ 必要な試験研究及び情報収集

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

目的

水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与すること

輸入の許可

- ・ 大臣の輸入許可制（輸出国の政府機関が発行した検査証明書を添付）
- ・ 輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合には一定期間の管理命令を発出
- ・ 輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるときは当該水産動物又は容器等の焼却、埋却等の命令を発出

報告及び立入検査

- ・ 報告の徴取
- ・ 事業場等への立入検査

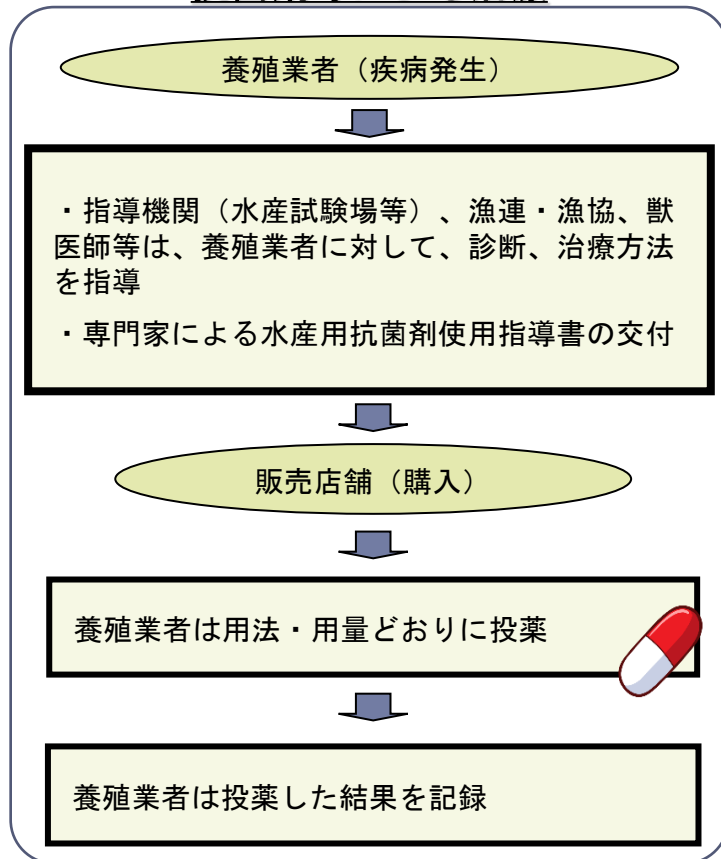
水産用医薬品

○水産用医薬品の承認・使用については、人用医薬品と同じく、その品質、有効性及び安全性を確保するために医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき規制。

○近年、魚病対策として、抗菌剤等による治療からワクチンによる予防に重点を置いた対策に移行。

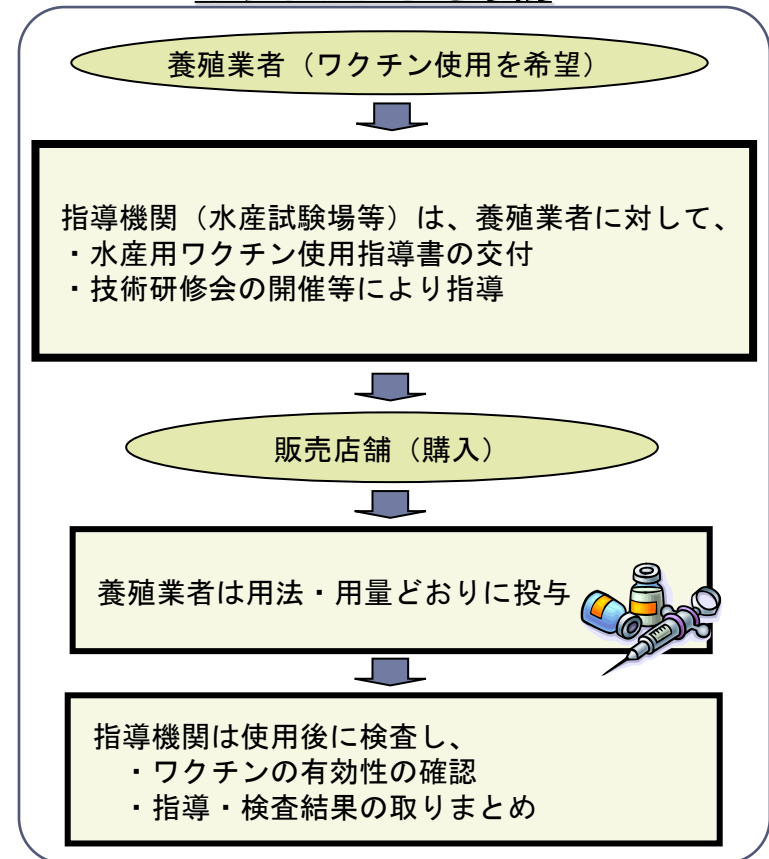
○これら医薬品の適正使用について、都道府県による研修会の実施や巡回指導、薬事監視員等の立入検査などにより指導・監視。

抗菌剤等による治療



根拠法令等：動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）
水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて（平成29年4月3日付28消安第5781号消費・安全局長通知）

ワクチンによる予防



根拠法令等：水産用ワクチンの取扱いについて
（平成12年4月19日付12推第533号畜産局長及び水産庁長官通知）

貝毒について

貝毒の概要

- 主に二枚貝（ホタテガイやカキ、アサリなど）等が、毒素を持った植物プランクトンを餌として食べ、体内に毒素を蓄積させる。
- 毒素が蓄積し二枚貝等をヒトが食べると、中毒症状を引き起こすことがあり、その症状により**麻痺性貝毒**、**下痢性貝毒**に分けられる。

麻痺性貝毒の主な症状は軽症で唇、舌、顔面、四肢末端のしびれ感、めまい、頭痛、吐き気など。重篤な場合は死に至る。

下痢性貝毒の主な症状は下痢、吐き気、嘔吐、腹痛などで、いずれも3～4時間後にはほぼ完全に回復し、予後は良好で死亡例はない。

- 毒素は熱に強く、加熱調理しても毒性は弱くならない。



貝毒の原因となる
有毒プランクトンの一種
(*Alexandrium catenella*)

	主な原因プランクトン	主要な毒成分	
		毒群	毒成分
麻痺性貝毒	<i>Alexandrium catenella</i> <i>Alexandrium pacificum</i> <i>Gymnodinium catenatum</i>	カルバモイルトキシン群 スルホカルバモイルトキシン群 デカルバモイルトキシニン群	サキシトキシン ゴニオトキシン デカルバモイルサキシトキシン 等
下痢性貝毒	<i>Dinophysis fortii</i> <i>Dinophysis acuminata</i>	オカダ酸群	オカダ酸 ジノフィシストキシン 1 等

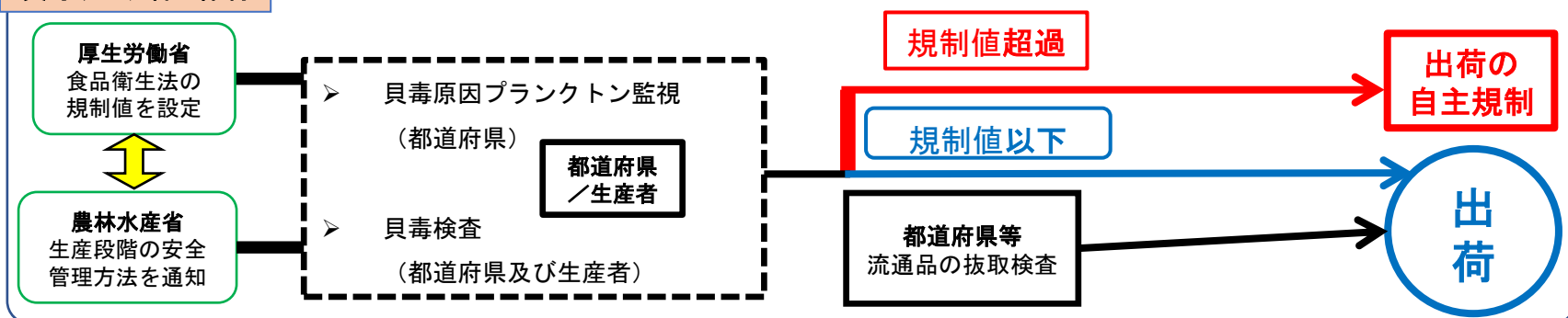
生産段階における貝毒のリスク管理について

生産海域における貝毒の監視及び管理措置について都道府県に通知し、各都道府県の生産実態に応じた貝毒リスク管理体制を推進。また、都道府県への交付金により、体制整備を支援。

貝毒の安全基準

- 食品衛生法に基づき、二枚貝の可食部に含まれる毒量の規制値が設定されており、規制値を超えるものは販売等が禁止される。
 - 麻痺性貝毒：4 MU/g（1 MU（マウスユニット）とはマウスが15分で死亡する毒力）
 - 下痢性貝毒：0.16mgオカダ酸当量/kg
- 毒素を持った植物プランクトンが減少し、二枚貝に含まれる毒素が規制値以下まで低下したことが継続して確認できれば、出荷できる。また、有毒部位を除去して規制値以下となったものは出荷できる。

貝毒リスク管理体制



< 交付金事業の内容 >

海洋生物毒等の監視の推進（消費・安全対策交付金）

1. 海洋生物毒等のモニタリングのための調査分析・分析機器の整備

二枚貝等の海洋生物毒等による健康被害を未然に防止し、円滑な国内流通や輸出が行われるよう、都道府県におけるリスク管理体制の整備を支援します。

2. リスク管理体制の整備

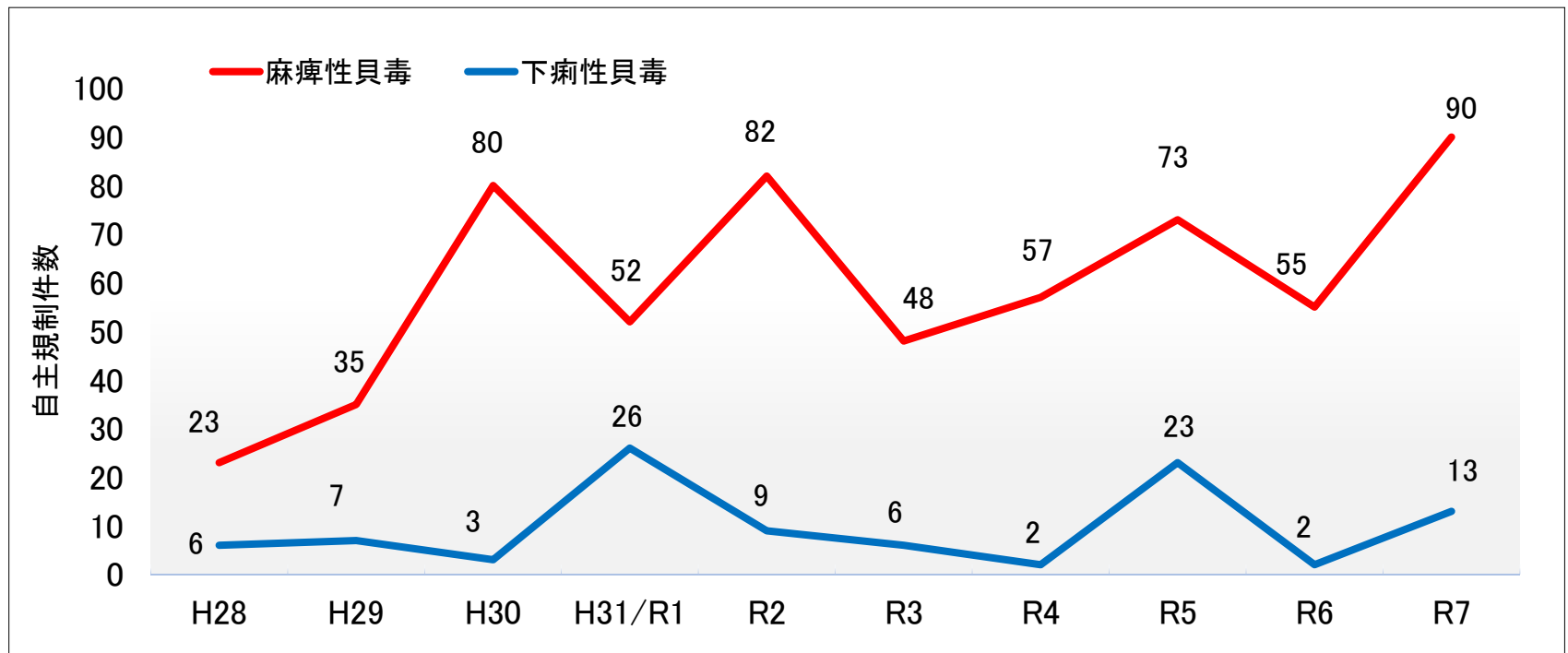
国内リスク管理措置の策定・普及や輸出に向けた海域指定を目的とした都道府県協議会の開催を支援します。

貝毒による過去10年間の出荷の自主規制

1. 出荷の自主規制を実施した道府県数

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
麻痺性貝毒	11	8	15	13	11	10	12	10	9	15
下痢性貝毒	3	1	3	1	5	2	1	1	5	4

2. 出荷の自主規制の件数※



※各生産海域における貝毒検査において、規制値の超過が確認され、出荷規制された件数